



埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第182集

---

川口市

---

# 石神貝塚

---

県道大宮鳩ヶ谷線関係埋蔵文化財発掘調査報告

1997

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団



第3号住居跡出土土器



グリッド出土土器



ヒスイ製垂飾

## 序

埼玉県内の交通事情は、年々激しさを増しており、交通事故も他県にくらべて目立つ状況が続いています。このため埼玉県では交通網の整備と併せて、「生活者重視」の立場から、県民の尊い生命を守るための施策を講じているところでございます。

このたび、川口市石神地内に建設することになった県道大宮鳩ヶ谷線の歩道は、その施策の方針に基づき、安全でゆとりある歩行空間の創出を実現する一つであります。

昔の面影を残し、「御成街道」と呼ぶにふさわしい風情が漂っていたこの街道も、例にもれず交通量の増加は著しいものであります。また、この道路は児童・生徒の通学道路にもなっており、安全対策が第一の要件でしたが、今回の歩道設置により、安全確保が充実するものと期待されております。

ところで、川口市石神地内には数多くの埋蔵文化財の所在が確認されていますが、「石神貝塚」と呼ばれる遺跡の範囲は広く、かねてより大学や川口市教育委員会によって数回にわたる発掘調査が実施されておりました。歩道建設予定地もまた遺跡の範囲内に所在しており、関係各機関が慎重に協議を重ねてまいりましたが、人命尊重を最優先するために記録保存を行うことになりました。

発掘調査の結果、細石核と呼ばれる後期旧石器時代の小さな石器が発見されたのをはじめ、縄文時代の豊

穴住居跡や多くの土坑・柱穴なども確認され、貝塚遺跡にふさわしく、たくさんの貝や獣の骨も残されておりました。これらの遺物は、地域の歴史や周辺の地域との交流を考える上で重要なものです。特に縄文時代後期中葉の住居跡と住居跡から出土した土器群は、今日まで十分に知られていなかった内容のものであり、貴重な資料といえます。また、長い年代の折々に先人の生活の舞台として、この地が利用されていたことがわかりました。

本書は、これらの成果をまとめたものです。埋蔵文化財の保護、学術研究の基礎資料として、また、埋蔵文化財の普及・啓発及び教育機関の参考資料として広く活用いただけることを願ってやみません。

刊行にあたり、発掘調査に関する諸調整に御尽力をいただきました埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課をはじめ、発掘調査から報告書刊行に至るまで御協力をいただきました埼玉県土木部道路企画課、浦和土木事務所、川口市教育委員会並びに地元関係者各位に深く感謝申し上げます。

平成8年9月

財團法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団  
理 事 長 荒 井 桂

## 例 言

1. 本書は、川口市に所在する石神貝塚の調査報告書である。

2. 遺跡の略号と代表地番及び発掘調査届に対する指示通知は、以下の通りである。

石神貝塚（I S GM）

川口市石神1190-1 番地

平成7年9月26日付け教文第2-116号

3. 発掘調査は、県道大宮鳩ヶ谷線建設に伴うものであり、調査は、埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課が調整し、道路企画課の委託を受け、財團法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施した。

4. 本事業は、第1章の組織により実施した。本事業のうち発掘調査については、石神貝塚の第9次調査にあたり、元井茂と浅野晴樹が担当し、平成7年9月1日より平成7年11月30日まで実施した。整理報告書作成事業は元井が担当し、平成8年4月1日から平成8年9月30日まで実施した。

5. 発掘調査時における遺跡の基準点測量及び航空写真撮影は、東京航業研究所に、整理作業時における動物遺存体の分析は、パリノ・サーヴェイ株式会社といわき短期大学助教授山崎京美氏に、赤色塗彩土器の赤色顔料の分析は、宮内庁正倉院事務所成瀬正

和氏に、巻頭口絵写真および土器の展開写真撮影は、小川忠博氏へ委託した。巻頭口絵写真の一部を小川良祐が担当した。

6. 出土品の整理及び図版の作成は、縄文土器関係を鈴木敏昭と新屋雅明が、土製品関係を浜野美代子が、他を元井が担当した。写真撮影は、大屋道則が担当した。

7. 本書の執筆は、第1章1節を埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課が、縄文土器を新屋が、土製品関係を浜野が、他を元井が担当した。

8. 本書の編集は、資料部資料整理第1課の元井が担当した。

9. 本書に掲載した資料は、平成9年度以降、埼玉県立埋蔵文化財センターが保管する。

10. 発掘調査ならびに報告書作成に際しては、下記の方々・機関から御教示を賜った。(敬称略)

麻生優・大塚達朗・宮田毅・宮下健司・綿田弘実・堀田雄二・福島邦男・金箱文夫・吉田健司・三ツ木貞男・江原英・川口市教育委員会・菖蒲町教育委員会・(財) 桶木県文化振興事業団・長野県立歴史館・長野県東部町教育委員会・長野県望月町教育委員会

## 凡 例

1. 本書におけるX・Yの数値は、国土標準平面直角座標第IX系(原点:北緯36度00分00秒、東経139度50分00秒)に基づく各座標値を示す。また、各図における方向指示は、すべて座標北を表わす。
2. 本書における造構の表現は、便宜上、下記の略号を表記した部分がある。

S J : 住居跡 S K : 土坑

S X : 燃土造構 P : 柱穴

3. 造構番号は、発掘調査時の番号を大部分改めた。  
造構の新旧対照表(151~153頁)を作成した。
4. 造構・遺物の実測図の縮尺は、原則として下記のとおりである。

造構: 住居跡・土坑・柱穴・竪穴状造構 1/60

S X 1/30

遺物: 旧石器時代石器類 1/1

縄文時代石鏃・楔形石器・垂飾・骨角器 1/1

縄文時代その他の石器類及び板碑 1/3

縄文時代土器拓影図・土製品 1/3

縄文時代土器実測図 1/4

その他、周辺の遺跡・石神貝塚発掘調査図・迅速測図は、その都度スケールを付した。また、住居跡・SX1の遺物分布図の遺物の縮尺は、任意である。

5. 土層説明中の色調については、「新版標準土色帖」によった。
6. 本書に掲載した地形図は、建設省国土地理院発行の1/50000の地形図を使用した。
7. 本書に掲載した迅速測図は、明治13年陸地測量部の測量による「越箇谷驛」1/20000を使用した。
8. 第3・4図の網掛けは、標高10~12mの谷地部を示す。
9. SX1の検出地点は、第39図と全測図に投影した。
10. 住居跡出土以外の石器類は、グリッド出土石器のなかに含めて記述した。

# 目 次

口絵写真		
序		
例言		
凡例		
I 発掘調査の概要	1	
1. 発掘調査に至る経過	1	
2. 発掘調査・報告書作成の経過	2	
3. 発掘調査、整理・報告書事業の組織	3	
II 遺跡の立地と環境	4	
III 遺跡の概要	8	
1. 石神貝塚発掘調査史	8	
2. 調査区の概要	8	
3. 土層	14	
(1) 全体上層	14	
(2) 盛り土	14	
IV 検出された遺構と遺物	15	
1. 旧石器時代の遺物	15	
2. 縄文時代の遺構と遺物	17	
(1) 住居跡	17	
(2) S X 1	69	
(3) 壁穴状遺構	72	
(4) 土坑	73	
(5) 柱穴群	84	
3. グリッド出土遺物	94	
(1) 土器	94	
(2) 石器	118	
(3) 石製品・土製品	130	
(4) 骨角器	133	
(5) 板碑	134	
V 出土試料分析結果	135	
1. 石神貝塚出土赤彩土器の赤色顔料	135	
2. 川口市石神貝塚より出土した 動物遺存体について	137	
3. 石神貝塚出土の動物遺存体	139	
VI 結語	154	
1. 第3号住居跡について	154	
2. 焼土遺構(S X 1)について	156	
3. 加曾利B式土器	156	
4. 石器	169	
写真図版		

# 挿 図 目 次

第1図 埼玉県の地形図	4	
第2図 周辺の遺跡	5	
第3図 石神貝塚発掘調査図	6	
第4図 迅速測図	6	
第5図 グリッド配図図	10	
第6図 石神貝塚全体図	11	
第7図 全体土層図	12	
第8図 旧石器時代出土石器と出土位置	16	
第9図 第1号住居跡	18	
第10図 第1号住居跡遺物分布図	19	
第11図 第1号住居跡出土土器	20	
第12図 第2号住居跡	21	
第13図 第2号住居跡遺物分布図	22	
第14図 第2号住居跡出土土器	23	
第15図 第3号住居跡	29	
第16図 第3号住居跡遺物分布図(1)	30	
第17図 第3号住居跡遺物分布図(2)	31	
第18図 第3号住居跡遺物分布図(3)	32	
第19図 第3号住居跡遺物分布図(4)	33	
第20図 第3号住居跡遺物分布図(5)	34	
第21図 第3号住居跡遺物分布図(6)	35	
第22図 第3号住居跡遺物分布図(7)	36	
第23図 第3号住居跡出土土器(1)	37	
第24図 第3号住居跡出土土器(2)	38	

第25図 第3号住居跡出土土器(3)	39	第62図 グリッド出土土器(7)	102
第26図 第3号住居跡出土土器(4)	40	第63図 グリッド出土土器(8)	103
第27図 第3号住居跡出土土器(5)	41	第64図 グリッド出土土器(9)	104
第28図 第3号住居跡出土土器(6)	42	第65図 グリッド出土土器(10)	105
第29図 第3号住居跡出土土器(7)	43	第66図 グリッド出土土器(11)	106
第30図 第3号住居跡出土土器(8)	44	第67図 グリッド出土土器(12)	107
第31図 第3号住居跡出土土器(9)	45	第68図 グリッド出土土器(13)	108
第32図 第3号住居跡出土土器(10)	46	第69図 グリッド出土土器(14)	109
第33図 第3号住居跡出土土器(11)	47	第70図 グリッド出土土器(15)	110
第34図 第3号住居跡出土土器(12)	48	第71図 グリッド出土土器(16)	112
第35図 第3号住居跡出土土器・底部(1)	49	第72図 グリッド出土土器(17)	113
第36図 第3号住居跡出土土器・底部(2)	50	第73図 グリッド出土土器(18)	114
第37図 第1号・3号住居跡出土石器	52	第74図 グリッド出土土器(19)	115
第38図 第3号住居跡出土石器	53	第75図 グリッド出土土器・底部(1)	116
第39図 S X 1	70	第76図 グリッド出土土器・底部(2)	117
第40図 S X 1出土土器	71	第77図 グリッド出土石器(1)	120
第41図 穴状遺構出土土器	72	第78図 グリッド出土石器(2)	121
第42図 穴状遺構・土坑(1)	76	第79図 グリッド出土石器(3)	122
第43図 土坑(2)	77	第80図 グリッド出土石器(4)	123
第44図 土坑(3)	78	第81図 グリッド出土石器(5)	124
第45図 土坑(4)	79	第82図 グリッド出土石器(6)	125
第46図 土坑出土土器(1)	81	第83図 グリッド出土石器(7)	126
第47図 土坑出土土器(2)	82	第84図 グリッド出土石器(8)	127
第48図 土坑出土土器(3)	83	第85図 石製品	131
第49図 柱穴(1)	85	第86図 土製品	132
第50図 柱穴(2)	86	第87図 骨角器	133
第51図 柱穴(3)	87	第88図 板碑	134
第52図 柱穴(4)	88	第89図 赤色塗彩土器	136
第53図 柱穴(5)	89	第90図 S K-37・S K-45ヤマトシジミの殻長	138
第54図 柱穴(6)	90	第91図 第3号住居跡動物遺存体の分布	143
第55図 柱穴出土土器	93	第92図 出土土器(1)	158
第56図 グリッド出土土器(1)	94	第93図 出土土器(2)	159
第57図 グリッド出土土器(2)	95	第94図 第3号住居跡出土土器	161
第58図 グリッド出土土器(3)	96	第95図 加曾利B 1式中段階の様相	163
第59図 グリッド出土土器(4)	98	第96図 加曾利B 1式新段階の様相	164
第60図 グリッド出土土器(5)	99	第97図 3単位把手を有する深鉢形土器	166
第61図 グリッド出土土器(6)	100	第98図 加曾利B 2式後半の様相	167

## 図版目次

- |  |  |
|--|--|
| <p>図版1 石神貝塚遠景(北東から)、調査前の石神貝塚<br/>(南西から)</p> <p>図版2 石神貝塚全体写真(北東から)、加曾利B式期生活面(D・Eグリッド)、第1号住居跡遺物出土状況</p> <p>図版3 第1号住居跡遺物出土状況、第1号住居跡</p> <p>図版4 第1号住居跡と第2号住居跡、第2号住居跡炉跡付近</p> <p>図版5 第3号住居跡、第3号住居跡上層断面</p> <p>図版6 第3号住居跡遺物出土状況</p> <p>図版7 第3号住居跡遺物出土状況</p> <p>図版8 第3号住居跡遺物出土状況、第3号住居跡P3ニホンジカ中足骨出土状況</p> <p>図版9 SX1、SX1断面</p> <p>図版10 SX1垂飾出土状況、豎穴状造構</p> <p>図版11 第37号土坑ヤマトシジミ出土状況、第37号土坑断面</p> <p>図版12 第45号土坑ヤマトシジミ出土状況、第36号土坑骨角器出土状況</p> <p>図版13 Aグリッド包含層下の第1・2号土坑と第4号柱穴、第11・12号土坑、第4号土坑、第8号土坑、第16号土坑、第32号土坑</p> <p>図版14 イノシシ大臼歯出土状況、ニホンジカ中足骨出土状況、Eグリッド柱穴群</p> <p>図版15 Dグリッド柱穴群、Cグリッド柱穴群</p> <p>図版16 第3号住居跡出土土器 第23図3・第23図5・第23図4・第23図2・第27図3・第27図2</p> <p>図版17 第3号住居跡出土土器 第26図4・第27図1・第23図6・第24図4・第24図1・第24図7</p> <p>図版18 第3号住居跡出土土器 第26図1・第24図3・第25図9・第23図7・第24図2・第24図</p> | <p style="text-align: center;">6</p> <p>図版19 第3号住居跡出土土器 第25図2・第25図1・第25図3・第25図8・第23図8・第25図6・第25図5</p> <p>図版20 グリッド出土土器 第56図2・第56図1・第62図1・第62図9・第67図1</p> <p>図版21 グリッド出土土器 第59図6・第66図4・第59図1・第62図2・第66図5</p> <p>図版22 グリッド出土土器 第62図6・第62図7・第62図8・第71図4・第71図2・第71図5</p> <p>図版23 第1号住居跡出土土器 第11図・第11図2・第11図1</p> <p>図版24 第2号住居跡出土土器 第14図、SX1出土土器 第39図</p> <p>図版25 第3号住居跡出土土器 第28図・第23図1・第28図</p> <p>図版26 第3号住居跡出土土器 第29図・第33図</p> <p>図版27 第3号住居跡出土土器 第33図・第34図</p> <p>図版28 第3号住居跡出土土器 第25図4・第30図</p> <p>図版29 第3号住居跡出土土器 第31図・第32図</p> <p>図版30 土坑出土土器 第46図・第47図</p> <p>図版31 土坑出土土器 第47図・第48図</p> <p>図版32 土坑出土土器 第48図、柱穴出土土器 第55図</p> <p>図版33 豊穴状造構出土土器 第41図、グリッド出土土器 第59図2・第66図2・第59図4・第59図3</p> <p>図版34 グリッド出土土器 第57図・第58図・第59図・第66図</p> <p>図版35 グリッド出土土器 第60図</p> <p>図版36 グリッド出土土器 第61図・第62図・第63図</p> <p>図版37 グリッド出土土器 第63図・第64図</p> <p>図版38 グリッド出土土器 第65図・第66図</p> |
|--|--|

- 図版39 グリッド出土土器 第68図・第69図
- 図版40 グリッド出土土器 第70図・第73図
- 図版41 グリッド出土土器 第74図・赤色塗彩土器  
第89図
- 図版42 グリッド出土土器展開写真 第56図2・第  
62図1
- 図版43 グリッド出土土器・第3号住居跡出土土器展  
開写真 第59図1・第23図3
- 図版44 第3号住居跡出土土器展開写真 第23図4・  
第25図8
- 図版45 土偶 第86図、土製品 第86図、石製品(垂  
飾) 第85図
- 図版46 旧石器時代石器 第8図、縄文時代石器 第  
37図・第77図
- 図版47 第3号住居跡出土石器 第37図・第38図
- 図版48 グリッド出土石器 第79図・第80図・第81図
- 図版49 グリッド出土石器 第82図・第83図・第84図
- 図版50 グリッド出土石器 第78図・第81図
- 図版51 グリッド出土石器 第84図、グリッド出土板  
碑 第88図
- 図版52 動物遺存体

## 表 目 次

第1表 旧石器時代石器観察表	15
第2表 第1・3号住居跡出土石器観察表	54
第3表 第3号住居跡遺物出土データ	55
第4表 縄文時代土坑一覧表	80
第5表 柱穴一覧表	90
第6表 グリッド出土石器観察表	128
第7表 赤色顔料分析結果	136
第8表 ヤマトシジミの計測結果	138
第9表 石神貝塚出土の動物遺存体一覧	145
第10表 造構新旧対照表	151

# I 発掘調査の概要

## 1. 発掘調査に至る経過

埼玉県では、都市化の進行、県内の交通量の増大に伴い、道路交通網の整備を順次進めているところである。県道大宮・鳩ヶ谷線の川口市石神、新井宿地内は道路幅が狭小であるにも係わらず交通量がきわめて多く、通学路としても利用されていることから、歩道設置の必要性が高まっていた。このような事情を背景として道路企画課では、本県道に歩道を設置する工事を計画した。

埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課では、こうした各種開発事業に対応するため、開発部局と事前協議を行い、文化財保護と開発事業との調整を進めているところである。

当事業にかかる埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、道路企画課長より文化財保護課長あて、平成7年7月19日付け道企第75号で、「埋蔵文化財の所在について照会があった。これに対し、文化財保護課では現地確認調査を行い、その結果をもとに、文化財保護課長より道路企画課長あて、平成7年8月2日付け教文第479号「埋蔵文化財の所在の有無及び取扱いについて」で、次のように回答した。

### 埋蔵文化財の所在

事業地内には、次の埋蔵文化財包蔵地が所在します。

名 称 石神貝塚遺跡 (02-110)

種 別 集落

時 代 繩文

所在地 川口市石神地内

### 取扱いについて

上記の埋蔵文化財包蔵地は現状保存するのか望ましいが、事業計画上やむを得ず現状を変更する場合には、事前に文化財保護法第57条の3の規定に基づき文化庁長官あての発掘通知を提出し、記録保存のための発掘調査を実施してください。

発掘調査の実施については、実施機関である財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団と道路企画課、文化財保護課の三者により、調査方法、期間、経費等の問題を中心に協議が行われた。その結果、平成7年9月1日から平成7年11月30日までの予定で発掘調査が実施されることで協議が整い、その旨を関係各機関に通知した。

発掘調査に先立って、埼玉県知事から文化財保護法第57条第1項の規定に基づく発掘通知が、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団からは同法第57条第1項の規定に基づく発掘調査届が提出され、発掘調査が実施された。

なお、調査届に対する指示通知番号は、次の通りである。

平成7年9月26日付け 教文第2-116号

(文化財保護課)

## 2. 発掘調査・報告書作成の経過

### (1) 発掘調査作業

石神貝塚の発掘調査は、平成7年9月1日から平成7年11月30日までの三ヶ月間にわたって行われた。

9月1日から発掘調査の事務的な準備を行い、9月11日よりユニットを設置し、同時にすでに掘削が行われていた道路を挟んで北よりの地点と、南よりの地点の確認作業を行った。その結果、深い掘削や産業廃棄物の投棄などが確認され、二つの地点は、調査対象からはずすことになった。

9月18日より雑木林となっていた地点の表土除去作業を開始し、現道の県道大宮鳩ヶ谷線沿いや明確に抜根の痕跡が認められる地点以外は、良好な状況であることが判明した。9月25日から二日間基準点測量とグリッド杭の設定を行う。

9月30日まで調査対象区北よりのA・B・Cグリッドを中心に造構確認調査を進める。D・E・Fグリッドは、縄文時代後期の土器の出土か頗著に認められた。

10月より全グリッドの精査に入る。A・Bグリッドで縄文時代晩期の包含層と、包含層の下から後期の土坑を確認する。Cグリッドでは、住居跡や土坑を確認する。それぞれ掘り下げ作業、図化作業を進め、写真撮影を行う。D・E・Fグリッドでは、獸骨の骨片・骨粉などとともに多量の土器が認められた。一点一点出土地点を記録しながら作業を進めた。

11月からは、D・E・Fグリッドに焦点を絞って造構の精査に入る。まとまった土器の出土や炉跡の検出から、住居跡を確認する。11月16日から二日間をかけ

て全体土層の図化作業を行った。

11月21日に空撮を実施し、直ちに造構の個別写真撮影を行う。遺跡の全体図とグリッドごとの平面図の作成作業に入る。

11月29日に機材を撤収し、翌日には埋め戻しを行い、すべての発掘調査作業を終了した。

### (2) 報告書作成作業

報告書の作成作業は、平成8年4月1日から平成8年9月30日にかけて行った。

4月上旬から遺物の洗浄・註記を行い、5月上旬には、接合・復元を開始する。遺物の処理と並行して、造構図面と写真の整理も行った。

5月中旬から7月中旬にかけて遺物の実測と拓本とりを行い、造構図とともに順次トレース作業を実施した。また、遺物分布の分析作業を進め、動物遺存体および赤色塗彩土器分析の委託発注を行った。

7月下旬には、遺物写真撮影を開始し、並行して報告書版下の図版組み、全測図の図化およびトレースを行った。

8月下旬から全体の割り付けを行いながら、文章の執筆を開始した。

9月4日に委託した報告書巻頭写真と土器の展開写真の撮影を行った。

9月下旬に図面や写真の最終点検を行い、10月初旬には印刷を開始した。11月から平成9年1月にかけて校正等を行い、2月18日に報告書を刊行した。

### 3. 発掘調査、整理・報告書事業の組織

主体者 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

#### (1) 発掘調査(平成7年度)

理 事 長	荒 井 桂
副 理 事 長	富 田 真 也
専 務 理 事	吉 川 國 男
常務理事兼管理部長	荒 井 秀 直
理事兼調査部長	小 川 良 祐
管理部	
庶 務 課 長	及 川 孝 之
主 査	市 川 有 三
主 任	長 滝 美 智 子
主 事	菊 池 久
経 理 課 長	閔 野 栄 一
主 任	江 田 和 美
	福 田 昭 美
	腰 塚 雄 二

#### 調査部

調査部副部長	高 橋 一 夫
調査第四課長	酒 井 清 治
主 査	元 井 茂
主 査	浅 野 晴 樹

#### (2) 整理作業(平成8年度)

理 事 長	荒 井 桂
副 理 事 長	富 田 真 也
専 務 理 事	吉 川 國 男
常務理事兼管理部長	稻 葉 文 夫
理事兼調査部長	小 川 良 祐
管理部	
庶 務 課 長	依 田 透
主 査	西 沢 信 行
主 任	長 滝 美 智 子
主 事	菊 池 久
経 理 課 長	閔 野 栄 一
主 任	江 田 和 美
	福 田 昭 美
	腰 塚 雄 二

#### 資料部

資 料 部 長	梅 沢 太 久 夫
主幹兼資料部副部長	谷 井 彰
専門調査員兼 資料整理第一課長	今 泉 泰 之
主 査	元 井 茂

## II 遺跡の立地と環境

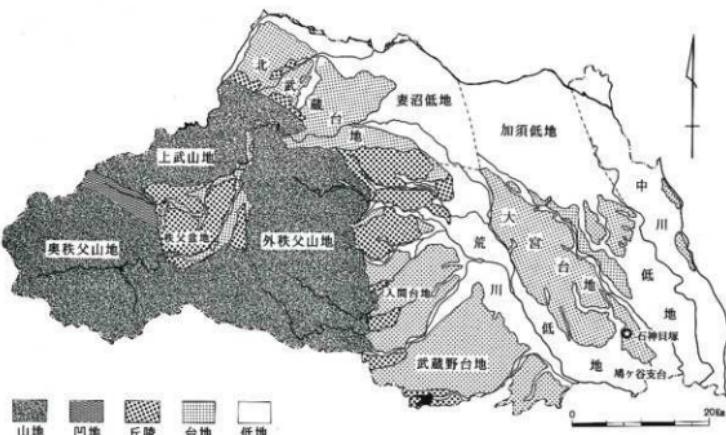
石神貝塚は、川口市の中心部から北北東へ約5.7kmの地点に位置している。遺跡の近辺は、「新井宿」の地名が残るよう、近世以来の「御成街道」の沿道として発展してきた地域であり、川口市の代表的な産業である横木の主たる生産地でもある。南東へ約2kmほどの地域は、安行縦地地域に指定されており、四季を通じて市民の憩いの場として親しまれている。また、北西には、東北自動車道と東京外郭環状線自動車専用道が交差する川口ジャンクションがあり、首都東京への交通の要となっている。

遺跡の地質上の環境は、大宮台地のほぼ南端に位置する堀ヶ谷支台と呼ばれる洪積台地上のほぼ中央である。立川・武藏野ロームが堆積する。西から南にかけて荒川低地が、東には、関東盆地運動に伴う沈降運動がもたらした、自然堤防や埋没台地形成に起因する後背湿地や埋没谷などの中川水系の表層地質が広範囲に展開している。この中川水系は、約6000年前の縄文

時代前期の縄文海進時には奥東京湾の形成が進み、海水の進入によって入江が数多く見られたが、約3500年前の縄文時代後期には海退し、渡良瀬川流域内の河成平野が形成されたと考えられている。この地質特性は、「中川低地」の呼称で認識され、関東平野のなかの特異な地形として位置付けられている。

遺跡の周囲の地形は、開折谷の形成が著しく、侵食谷が複雑に入り組み、樹枝状に台地の縁辺部が展開している(第4図)。この地形は、約5万年前の東京軽石層降灰とともに武藏野ローム層が形成されていく段階に、海退離水が進行する過程で河川の下削作用により谷地形が発達したものといわれている。石神貝塚が営まれた地点は、この時に形作られた小さな支谷が東西から入り込んでおり、谷地形の最深部にあたるところであるとともに、谷地部と台地をつなぐ緩い斜面地と平坦地が広がっているところに位置している。東西の支谷は、やがて荒川低地の開口部に到達する。

第1図 埼玉県の地形図

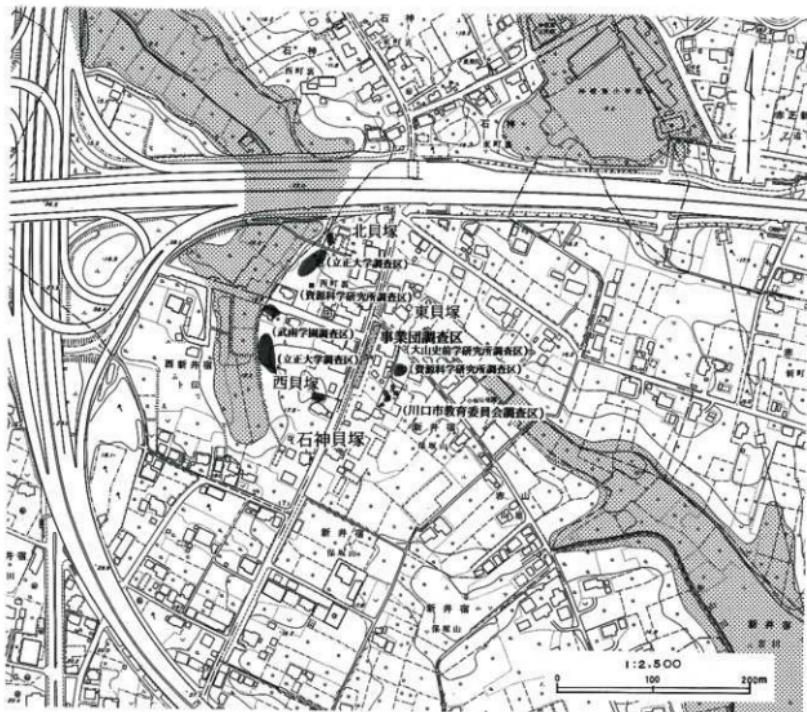


第2図 周辺の遺跡

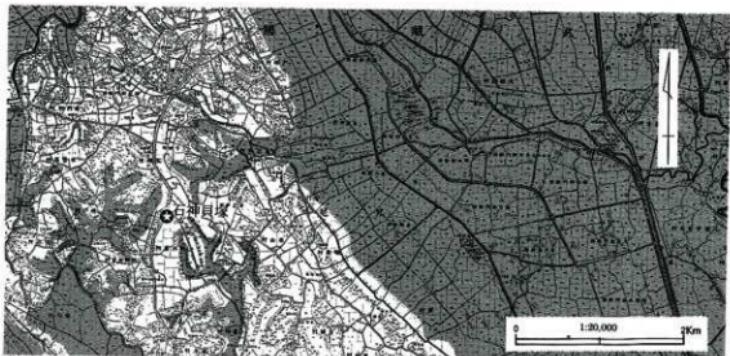


- 1 石神貝塚 2 卜伝遺跡西地点 3 卜伝遺跡東地点 4 新町口遺跡 5 赤山陣屋跡遺跡西側台地 6 赤山陣屋跡遺跡西側低湿地 7 赤山陣屋跡遺跡東側台地 8 赤山陣屋跡遺跡東側低湿地 9 猿貝北遺跡  
10 猿貝塚 11 赤山城跡 12 赤山貝塚 13 上一斗毒遺跡 14 新郷遺跡 15 本郷城跡 16 前野宿貝塚  
17 吠原遺跡 18 八木本遺跡 19 道合久保前遺跡 20 海道西遺跡 21 宮合貝塚 22 野伝場遺跡 23 東野  
遺跡 24 古峰神社遺跡 25 精進場遺跡 26 欄谷遺跡

第3図 石神貝塚発掘調査図



第4図 迅速測図



遺跡の標高は16~17.3m、谷地部との比高差は最高約7mである。

以上のような台地形成と河川の下刻作用がもたらした台地と谷地形は、生活の場としての格好の環境をもたらし、数多くの遺跡を残して、現代にいたっている。

周辺の遺跡の中で、旧石器時代と縄文時代に関連する代表的な遺跡を概観する（第2図）。

旧石器時代では、17の呪原遺跡と20の海道西遺跡があげられる。両遺跡ともナイフ形石器と尖頭器を主体とする。とくに呪原遺跡は、10ヶ所のブロックが確認され、しかもブロック群が環状に広がることが判明している。石器の出土点数も多く、類例が少ないと宮台地のなかにあって貴重な遺跡になっている。北西へ約400mの地点に2・3のト伝遺跡が所在するが、ここではナイフ形石器と該期に関わるブロックが2ヶ所確認されている。5・7の赤山陣屋跡では、砂川期のナイフ形石器と23のブロックが確認されている。国府型のナイフ形石器も出土しており、横剥ぎ技法の分布を研究する上で重要な資料となっている。しかし、石神貝塚で出土した後期旧石器時代の細石核に類似する資料は、現状ではないに等しい。

縄文時代の遺跡は、数多く分布している。草創期では、5・6の赤山陣屋跡、17の呪原遺跡のがあげられる。いずれも隆起線文系土器群の範囲に入る土器が少量ではあるが確認されている。前者の共伴石器として有舌尖頭器が出土している。早期では、2・3のト伝遺跡、18の八木本遺跡、26の櫛谷遺跡などがあげられる。これらの遺跡は、ファイヤーピット群の検出が特筆に値する。特にト伝遺跡は、227基検出されており、最大規模を誇っている。類例は北西へ約8kmほどのところに位置している浦和市大古里遺跡に見られる。土器は早期後半の子母口式から茅山式が主体で、早期前半の土器群の検出は微量である。前期から中期

にかけての遺跡は極めて少なく、花積・関山式期の住居跡5軒が検出された天神山遺跡、加曾利E III式期の住居跡1軒が検出されたト伝遺跡以外は特に目立った遺跡が見当たらないのが現状である。後・晩期の遺跡は、最も多く確認されている。このへんの事情は、海退現象と深く関連するであろう。しかし、海退とは裏腹に貝塚が多く地点で確認されている。その先駆をつけたのが、縄年上安行式期に位置付けられる14の新郷遺跡である。大正8年に発掘調査が実施され、多量の土器とともに人骨も出土するなど学術的な意義は大きく、その後埼玉県の指定史跡になっている。10の猿貝塚は、「安行式土器」の標識遺跡となった遺跡である。16の前野宿貝塚、25の精進場遺跡も安行式期に該当する地点貝塚である。これらの安行式期の遺跡は、晩期主体で安行III a ~ III c式期の所産と捉えられているが、石神貝塚の今日までの幾多にわたる発掘調査（第III章1節参照）から、貝塚形成の始まりは後期の加曾利B式期との見解が川口市教育委員会によって提起されている（川口市 1986）。特に今回の調査地点は、加曾利B式土器が多く出土した東貝塚の範囲に属する地点であり、その見解の検証の場でもあった。なお、石神貝塚から南東へ約1kmの赤山地区は、後期の地点貝塚が5ヶ所確認されていたが、盗掘によって破壊されている。

#### 参考文献

- 埼玉県 1993 「中川水系 I 総論・II 自然」中川水系総合調査報告書1  
川口市 1986 「川口市史 考古編」  
川口市教育委員会 1977 「川口市石神貝塚 1976年度東側貝塚発掘調査概報」  
川口市遺跡調査会 1989 「赤山」川口市遺跡調査会報告第12集

### III 遺跡の概要

#### 1. 石神貝塚発掘調査史 (第3図)

石神貝塚の発掘調査の歴史は古く、1930年に大山史前学研究所が今回の調査区のDグリッド杭から東へ約20mの地点を調査したことから始まっている。以来数次にわたる調査が続けられてきたが、調査史をたどると今回の調査は、第9次にあたる。今日までの調査史の概要は、次の通りである。

第1次 1930年 大山史前学研究所

東貝塚調査。研究テーマ「東京湾に注ぐ主要渓谷の貝塚における縄文式石器時代の編年的研究」のもと調査されたが、資料の公表はないままである。

第2次 1939年 立正大学

西貝塚調査。出土土器を帶縄文・紐縄文土器に分類し、「人類学雑誌」55巻11号に報告した。

第3・4次 1954・1955年 立正大学

北貝塚調査。研究テーマ「住居形態及び安行式土器の層位学的研究」のもと調査され、安行1・2・3a式土器が、貝層の下層(安行1・2式)と上層(安行2・3a式)で分けられることが確認された。「年報」7・8号、「立正大学編 調査概要」「富士国立公園博物館研究報告」10号、「銅鐸」11号などに報告した。

第5次 1966年 武南学園

西貝塚調査。安行1・3a式期の遺物包含層を確認し、安行1式期の住居跡2軒が検出された。「埼玉考古」13・14号に報告した。

第6・7次 1967年 資源科学研究所

北・東貝塚調査。詳細は不明である。

#### 2. 調査区の概要

石神貝塚は、荒川低地からの支谷が北の奥深くまで入り込み、河川の下刻作用によって東西から台地を侵食した、ちょうど谷と谷に挟まれたところに所在する。

台地そのものは、立川・武藏野ロームの上に形成されているが、谷部の腐植土壤化は、台地の縁辺を覆

第8次 1976年 川口市教育委員会

東貝塚調査。10ヶ所ほどの地点貝塚が確認され、土坑や柱穴などが多数検出された。貝層中からハイガイ・ヤマトシジミ・マガキ・アサリ・ハマグリなどの貝類とともに、クロダイ・スズキ・ボラ・マダラトビエイ・バンドウイルカ・コイなどの魚骨やイノシシ・ニホンジカ・キツネ・タヌキ・アナグマ・カワウソ・ノウサギ・イヌなどの獣骨が多量に出土した。遺物の出土も多く、堀ノ内2式から安行3c式の土器を中心に、石斧・石鎌・磨石・敲石・石棒・石劍などの石器類、耳栓・土偶・土版などの土製品類、玉類などが確認された。遺構は、土坑12基、皿状ピット2、90以上のピット群が検出されている。詳細な調査から確認されたこれらの遺物は、第5次武南学園調査の遺物とともに、石神貝塚を特徴付けるものとして認識されている。北・西・東貝塚の呼称もこの時に付けられたものである。そして、発掘調査の成果は「川口市史 考古編」(1986)のなかでも言及され、貝塚の形成時期が組上にのはじことになった。遺構と貝層の検討から、形成時期は後期中葉の加曾利B式期から始まり、安行2・3a式期に隆盛期があり、やがて安行3b式期に衰退していくとの見解が提出された。「川口市石神貝塚1976年度東側貝塚発掘調査概報」が、本報告である。

第9次 1995 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

東貝塚調査。本報告書。

うように長い年月を経て進行したものである。したがって、石神貝塚の地点が人の生活の舞台として利用されていたころは、東西から谷に狭められながらも、台地のはば平坦な面を集落の場所として占有していたと考えられる。

この推測は、現地形と川口市教育委員会の試掘調査時の土層堆積の観察によって裏付けられる。

まず現地形から考えてみると、現道の県道大宮鳩ヶ谷線を境に土地の傾斜が西の方向に極めて緩く下っていくのに対して、東の方向にはやや傾斜を強めながら上がっていく様子が実見できる。つまり、谷地部から台地部に至る接点と考えられるのが、現県道のラインであろう。旧道「御成街道」は台地部から谷地部へ落ち込む手前の平坦部を利用して開かれたものであろう。しかし、遺跡の標高16~17.3mの傾斜が台地そのものの自然地形と見るのには注意が必要である。調査区内の土層堆積は、地山が極めて緩い斜面であったことを示している（第7図）ことと、縄文時代後期段階での二次堆積が、「盛り土」の形で認められるからである。谷地部に落ち込む手前のほぼ平坦に近い緩斜面が、縄文時代後期の生活舞台といえるだろう。

次に試掘調査時の土層堆積の様子である。この試掘調査地点は、県道を挟んだ対面西側2つの地点である。道路と接しているといつていいだろう。表土・I・III層に対比できる層の下には、III層よりさらに黒味を増した腐植土が落ち込んでいく様子が観察できた。つまり、谷地部へ地形が変化していくのである。

以上のことから、III層形成時（後期初頭段階）の地形は、黒褐色土が覆う台地の縁辺部のほぼ平坦な場所であったと考えられる。

今回の第9次調査地点は、第8次調査区域の範囲内として把握できる側面を有していたが、成果は必ずしも符合していない。相違点の柱は5点指摘できる。

- (1) 遺跡の主たる營為時期は、晩期ではなく、後期初頭から中葉である。特に中葉の加曾利B式期の痕跡が優位である。
- (2) 加曾利B式期段階での二次堆積・盛り土によつて緩斜面が丘状の地形に変化し、その上に後期後葉の安行1・2式期から晩期の安行3式期の生活

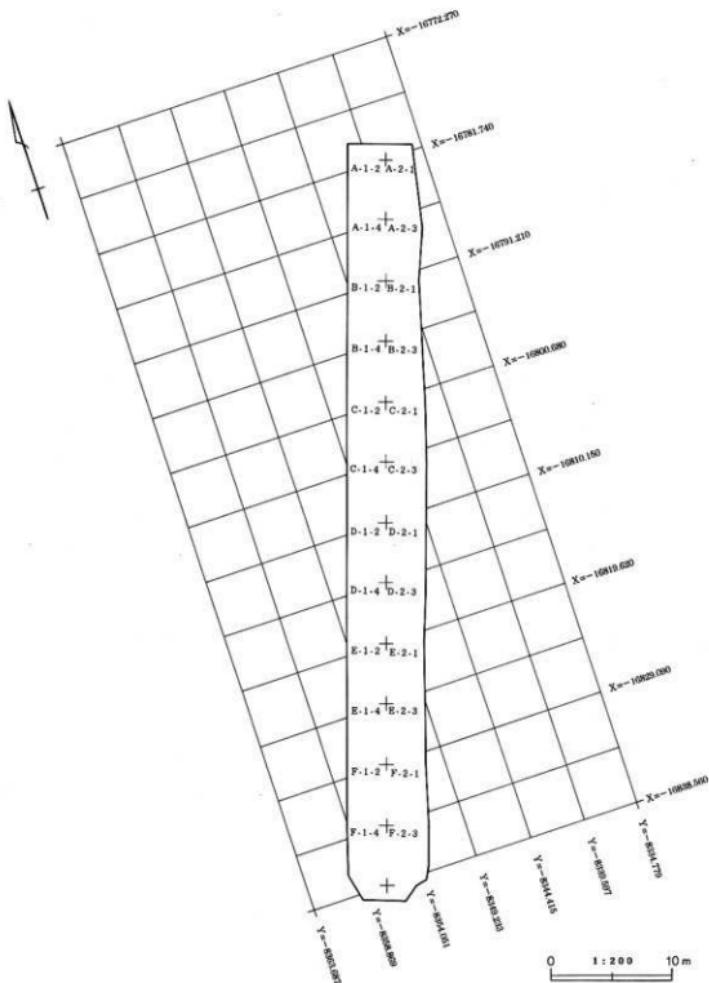
面があったと考えられる。第8次の加曾利B式期段階の様相が判然としない。

- (3) 後期初頭ノ内式期に該当する深い土坑が第9次調査でも3基検出されたが、獸骨類の出土は極少量である。同じように晩期主体でないためか、第8次ほどの動物遺存体は確認されなかった。
- (4) 燃土遺構（SX1）が、明確に認められた。焼骨も多く出土している。
- (5) 今回後期旧石器時代の石器の出土が認められた。

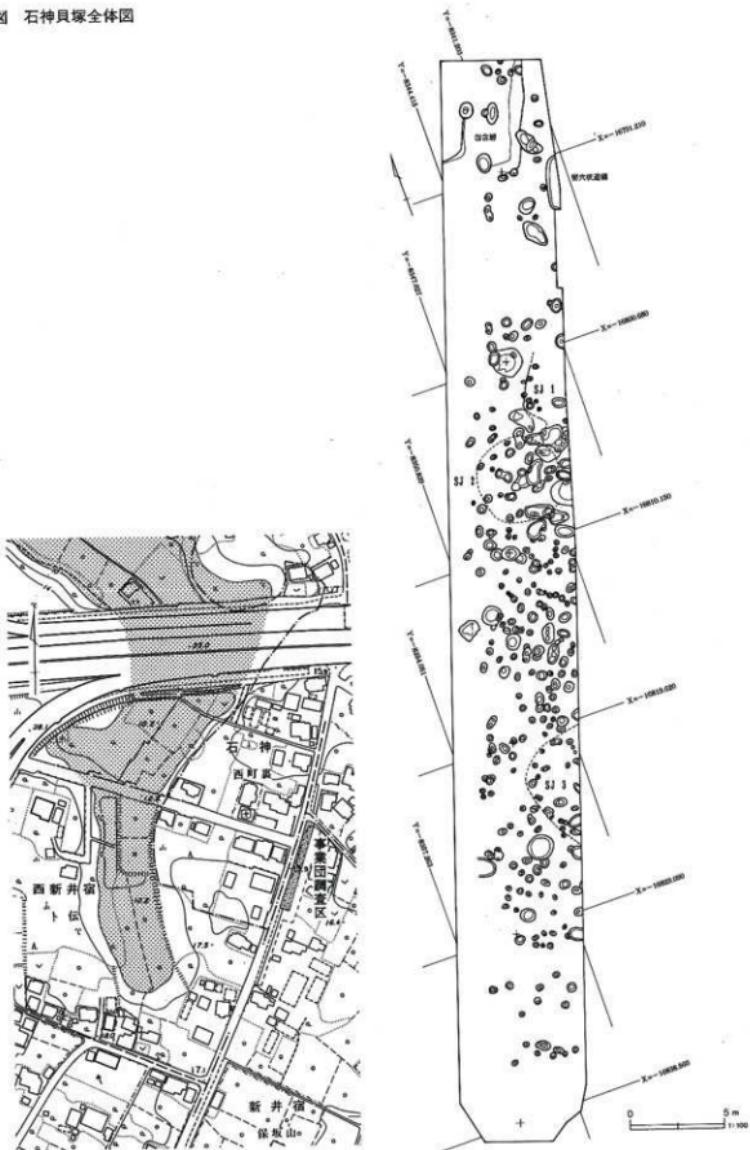
これらの相違点の主因は、遺跡内の調査地点や生活場所の占地そのものの相違、または、縄文時代後期から晩期段階と後世の掘削行為による遺構破壊などであろう。

- 最後に、今回の調査で明確になった点を簡潔に記す。
- (1) 後期旧石器時代の槍先形尖頭器・細石核・影器などが出土した。
  - (2) 縄文時代後期から晩期にかけての生活跡が確認されたが、その主体時期は、加曾利B2式期である。第3号住居跡に見られるように、この時期を境に盛り土が形成された。
  - (3) 住居跡3軒、竪穴状遺構1基、土坑47基、柱穴多数が検出された。加曾利B2式期中心に前後の時期の遺構が認められた。
  - (4) 第3号住居跡出土の土器は、加曾利B2式土器の当地域での組成を示す一括資料である。
  - (5) 貝塚の形成時期は、加曾利B2式期の貝土坑や同時期の獸骨出土土坑、第3号住居跡の貝や獸骨を含んだ様子から、加曾利B2式期前後と考えられる。III層には動物遺存体は認められない。
  - (6) 性格不明な燃土遺構が加曾利B2式期の生活面から検出された。焼いた獸骨とともにヒスイ製の垂飾や石錐が出土した。
  - (7) 動物遺存体は焼骨と非焼骨があり、その出土状況は遺構と関連することが判明した。

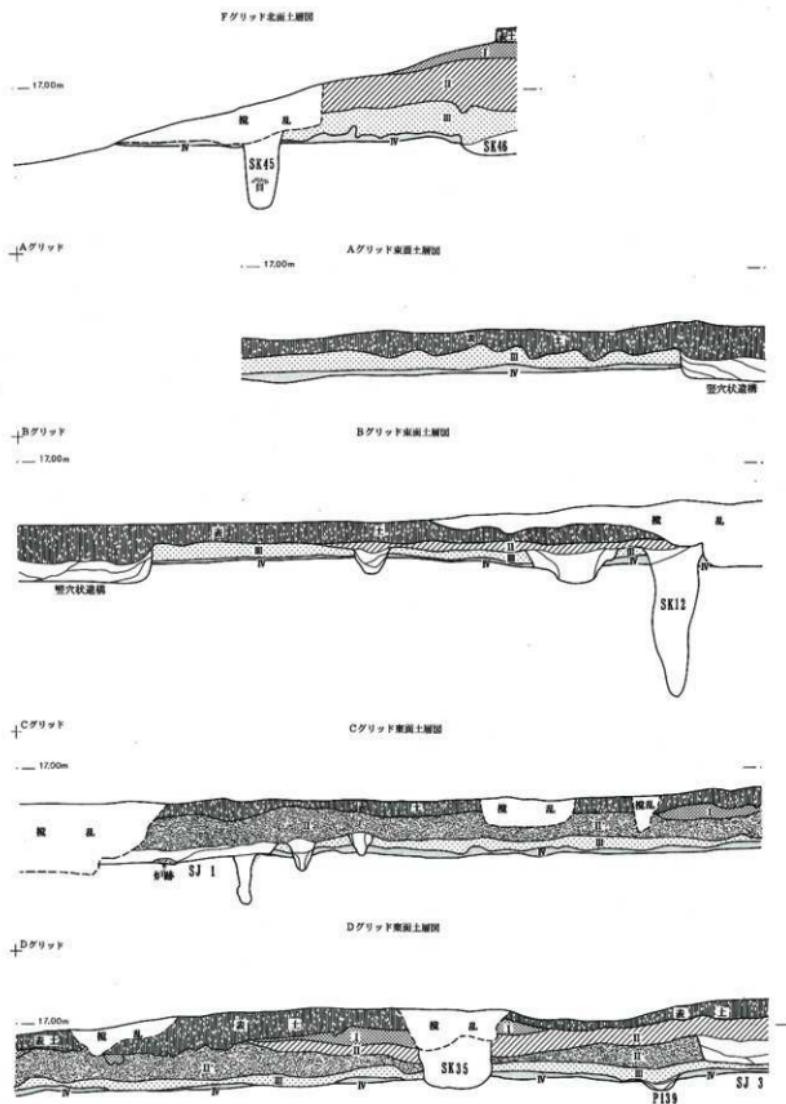
第5図 グリッド配置図

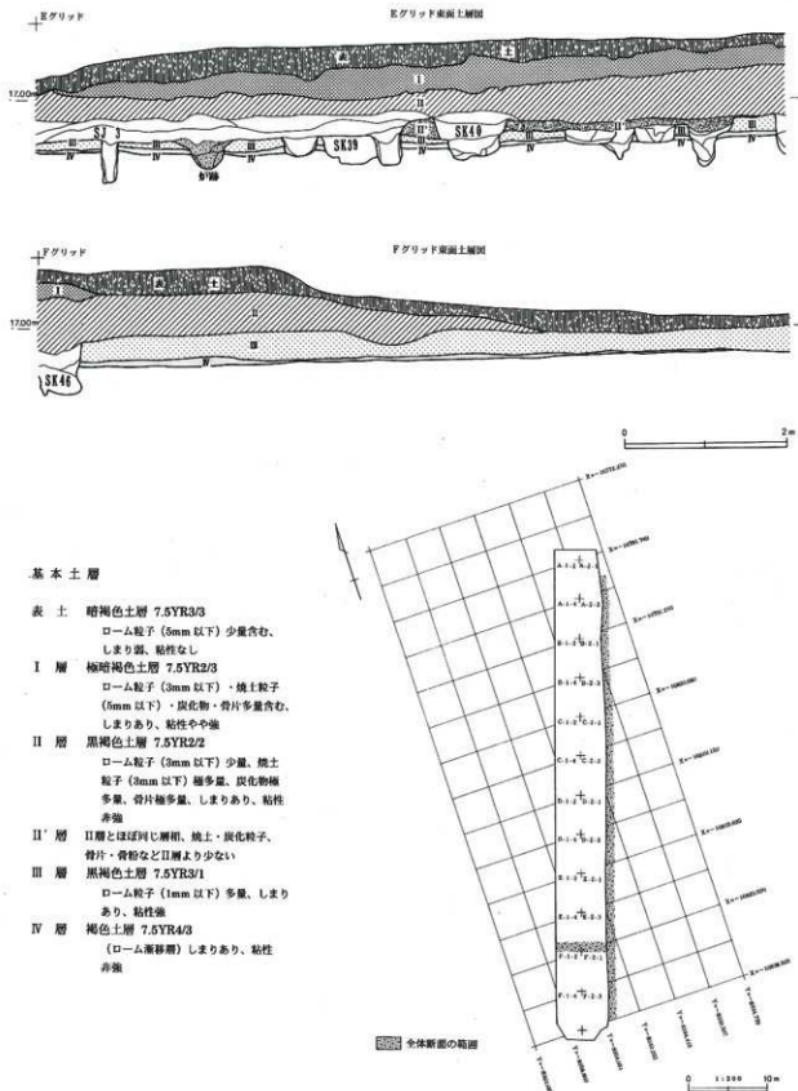


第6図 石神貝塚全体図



第7図 全体土層図





### 3. 土層

#### (1) 全体土層（第7図）

石神貝塚の土層堆積は、前節で指摘したように、ほぼ平坦な緩斜面のローム地山（IV層）の上に腐植化した黒褐色土（III層）が覆うように堆積した後、加曾利B2式土器を境に盛り土が形成され、その後に、縄文時代後期後葉から晩期の土塙が貝塚を形づくりながら生成し、今日の表層土壤がその上に堆積するという経緯のなかで説明がつくであろう。

ここでは、第7図の<基本土層>の観察項目では十分に説明ができないことについて補足を加えることにする。

表土 縄文時代後期後葉から現代までの土層。貝塚形成と現代に至る形成土壤が混じしている。

I層 縄文時代後期中葉から後葉までの間に堆積した土層。ローム質土であることが特徴。

II層 縄文時代後期中葉の單一層。層厚と堆積範囲から貝塚形成時の土壤と客土の可能性を考えられる。

II'層 縄文時代後期初頭から中葉の上層。III層の自然堆積土の表層部分と貝塚形成時の土壤が混じる。C・DグリッドでII層との分層に課題を残した土層である。

III層 縄文時代後期初頭以前の自然堆積土層。

IV層 旧石器時代の土層。ソフトローム層。

遺跡全体の土層堆積の様子は、客土が認められる南の地点に堆積が厚く、西から北にかけて谷地部への傾斜のために、II層とII'層などの貝塚形成時の土壤を中心的に層厚が増している。なお、この二つの土層は、時期の年代幅から考えて、層厚に不自然な面も感じられる。何らかの自然現象による（例えば洪水）自然堆積の可能性も考慮に入れておく必要もあるだろう。

#### (2) 盛り土

I層とII層が、盛り土にあたる層である。遺跡全体に堆積しているわけではなく、B～Fグリッドに認められ、しかも、縄文時代後期中葉にわたる遺構が存在する区域に限定的に堆積している状況が観察された。

I層はローム質の土壤で、焼土・炭化粒子や獸骨片・骨粉を多量に含んでいる。この層から旧石器時代の槍先形尖頭器と彫器が、加曾利B2～安行2式土器とともに出土したことから、別の地点で削り取られたロームが意図的に盛られた可能性が高い。II層はローム粒子を含んでいるが、腐植土主体の黒味がかった土層である。焼土・炭化粒子や獸骨片・骨粉をさらに多量に含んでいる。焼土塊やSX1のような焼土遺構とともに、獸骨のまとまりも認められた。この現象は、II'層にも共通して見られた。

II層の形成は、第3号住居跡の廃棄と一体化した形跡が考えられる。同じ生活面に残された焼土遺構らしきSX1出土の獸骨類と、SX1に近接した第3号住居跡の獸骨類の種と焼けた状況はほぼ一致する（第5章3節参照）。第3号住居跡とSX1が同時期に存在し、第3号住居跡の廃棄時に同じ具合に土が埋まったと考えられる。このことは、獸骨類の分布にも表われしており（第91図）、第3号住居跡の南西側とSX1が極めて至近な位置関係にあったことを示すものである。貝塚形成時の土壤も含まれているものと考えられる。

こうしてIII層とII'層の上に乗る形で、II層とI層が人为的に堆積したのである。そして、石神貝塚の場合は、明らかに住居や関連遺構を埋める行為のなかで盛り土が形成されたものと考えられる。その盛り土にどのような性格があったのかを説明することは調査区の狭小から困難だが、栃木県小山市の寺野東遺跡の様相と大同小異ではないかと推察される（注）。

（注）栃木県文化振興事業団江原英氏の御教示による。

## IV 検出された遺構と遺物

### 1. 旧石器時代の遺物 (第8図)

旧石器時代の遺物として確認されたのは、3点のみである。黒曜石やチャートの剝片、原石などの出土は認められたが、同時代の所産と認定できるものではなかった。出土層位から明確に該期の遺物として掌握できるのは、IV層ソフトロームから出土した1の細石核だけである。他の2点は、E-2-3グリッドI層の盛り土からの出土である。I層がローム質土の客土であることから、縄文時代後期中葉段階に削平され、運びこまれた土のなかに混じっていたものと考えられる。

1の細石核は、D-2-1グリッドでの遺構確認作業中にソフトローム層の上部から単独で出土したものである。黒曜石製、右側面に原石面を残している。残存重量は、約7gである。打面作出行為が、ほぼ全周にわたって実施されており、小さな調整剝離痕を多く残している。素材の節理近くまで剥がせるだけ剥がした形跡が認められる。野岳・休場型細石核の範疇で捉えられるであろう。大宮台地では、この資料と同様に細石核の単独出土が多く、細石器文化の内容を比較検討するには困難が伴う。出土地点周辺は、土坑や柱穴が密集するところで、石器製作に関連すると思われる剝片や削片などを確認することはできなかった。細石剝出後のネガティヴな稜には、崩壊している様子が観察できる。このことは、出土地点がすでに原位置から離れ、他地点から流れ込んだ所謂ローリング状態にあったことを示すものであろう。

第1表 旧石器時代 石器観察表

掲図番号	器種	出土地点・層位	石質	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	重さ(g)	特記事項
第8図-1	細石核	D-2-1 IV層	黒曜石	2.2	2.05	1.8	7.01	
2	槍先形尖頭器	E-2-3 I層	チャート	3.85	1.6	0.8	3.45	盛り土内出土
3	彫器	E-2-3 I層	黒曜石	2.62	1.4	0.7	1.75	盛り土内出土

2の槍先形尖頭器は、チャート製で全長3.85cm、最大幅1.6cmを測り、重量は、3.45gである。小型尖頭器の部類である。厚みは全体的に薄めな感じだが、素材の節理の影響もあってか、ステップフレーキング気味の押圧剝離が不十分なまま剝離が完了している。周縁調整加工も入念には実施されていない。正面と裏面の先端部周縁にのみわずかに調整加工が認められるだけである。基部の調整加工は、主に正面に看取できる。裏面は着柄に都合がよかったのか、大きな打剝面をそのまま利用している。

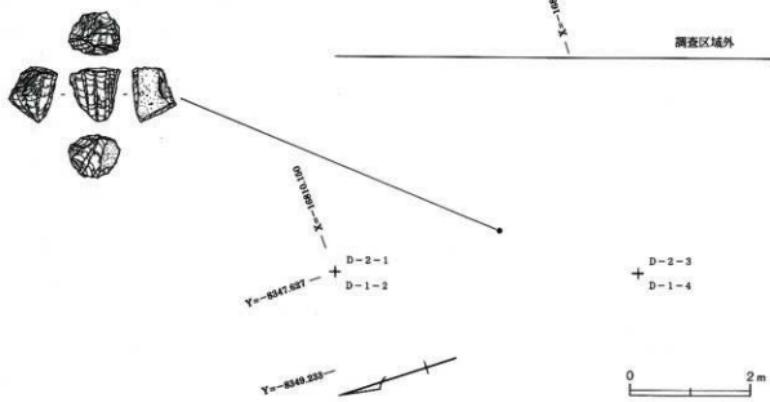
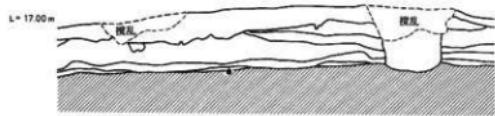
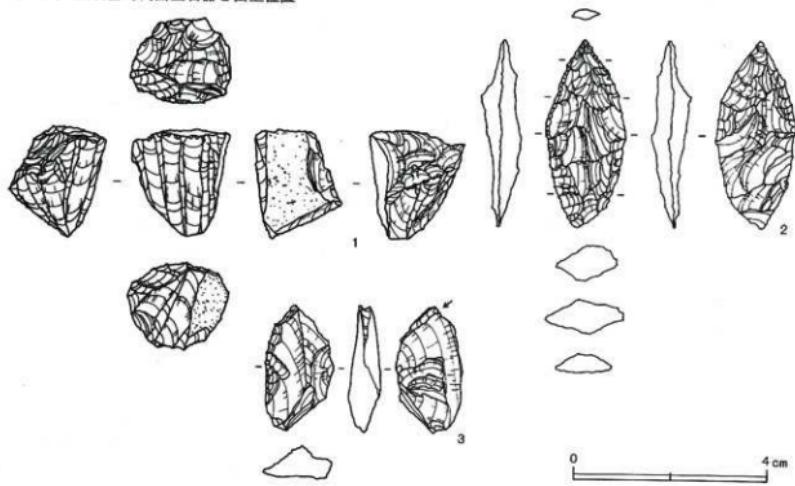
3の彫器は、黒曜石製で、横長の剝片を利用し、主要剝離面の打面部直下にはバブルを除去した痕跡が残る。全長2.62cm、最大幅1.4cm、厚さは0.7cm、重量1.75gと小型である。裏面左の肩部から一条のファシットが施され、その正面左側縁には細部調整が看取できる。所謂細部調整切り面彫器に類するものである(山中1975)。彫刀面打撃角は約45°である。

2・3の石器は、武藏野台地でのIV層上か砂川期以降に対比できるものと考えられ、1の細石核とともに、大宮台地における後期旧石器時代の様相に一頁を加える貴重な資料となるであろう。

### 参考文献

山中一郎 1975 「彫器研究法」『史林』58-3

第8図 旧石器時代出土石器と出土位置



## 2. 縄文時代の遺構と遺物

### (1) 住居跡

住居跡は、3軒検出された。住居跡に関わると推測される柱穴も多数確認したが、竪穴の壁の立ち上がりを含め、住居覆土が不明瞭なことや炉跡が明確に確認できることなどから、確実に住居跡と認定できたのは限られてしまった。その最大の要因は、縄文時代後期前葉から中葉にかけての構築物が狭い範囲のなかで幾度となく繰り返されて築かれたために、切り合いで複雑になっていたこと、ほぼ同色の黒色系の土層を掘削することで竪穴が作られたために、該期の生活面と覆土の判別が困難を極めたためである。南北の全体土層を検討する過程で、やっと遺構の存在が看取できる状況であった。

検出された3軒の内、竪穴の壁の立ち上がりが床面から追えたのは、第1号住居跡だけである。第2号住居跡は、確実な炉跡と柱穴の並び、それに上坑や柱穴の新旧関係と出土土器の検討から特定したものである。第3号住居跡は、黒色系の土層が広がっていて、掘り進める時に生活面と覆土の判別が困難であったため、炉跡が明瞭になった段階で土層断面を検討し、特定したものである。

#### 第1号住居跡（第9図）

C-2-1 グリッド内で検出された。遺存状態は良好とはいはず、北東側に大きな擾乱が認められたが、壁の立ち上がりの一部と南西側に壁柱穴の一部が、また、調査区域外との境に炉跡のほぼ側線にある断面が確認された。

形態の特徴は、南西側に「ハ」の字に突き出した深い掘り込みの張り出し部をもち、主体部が隅丸方形状になるものと推測される。炉の側線は入口部に近く主軸から東へ0.3mほどずれ、土坑を附設する。柱穴は壁際を巡る壁柱穴の形をなすものと考えられる。張り出し部長約1.7m、張り出し部先端幅約2mを測る。主軸方位は、N-44°-Eを指すと考えられる。長軸と短軸は判然としないが、方形プランと捉えれば推定で、約3.8

m×3.8mを計測すると考えて大過ないであろう。調査時の土層観察では、III層からの掘り込みが確認されているが、土層説明（P14）で指摘したように、II層とII'層との分層が不明確な面があり、第3号住居跡と同様にII'層からの掘り込みの蓋然性が高い。

本住居跡の所属時期は、出土土器と住居の形態、上記の掘り込み土層の関係から、加曾利B2式期といえるだろう。

#### 出土土器（第11図）

当住居跡の出土土器は加曾利B2式が主体を占めている。

1は口縁部が内湾する無文の浅鉢形土器である。小波状の口縁部である。1/6以下の残存度である。

2は丸底で、括れ部から口縁部へ外傾して立ち上がる形態の浅鉢形土器である。括れ部に2条の横線が巡り、横線間はよく研磨されている。この無文帶の上下に矢羽根状沈線を施す。矢羽根状沈線施用部は研磨されていない。口縁部内面には一条沈線が巡り、その下位に弧線文による磨消繩文を施す。1/6程度の残存度である。

3～9は後期前葉の土器である。

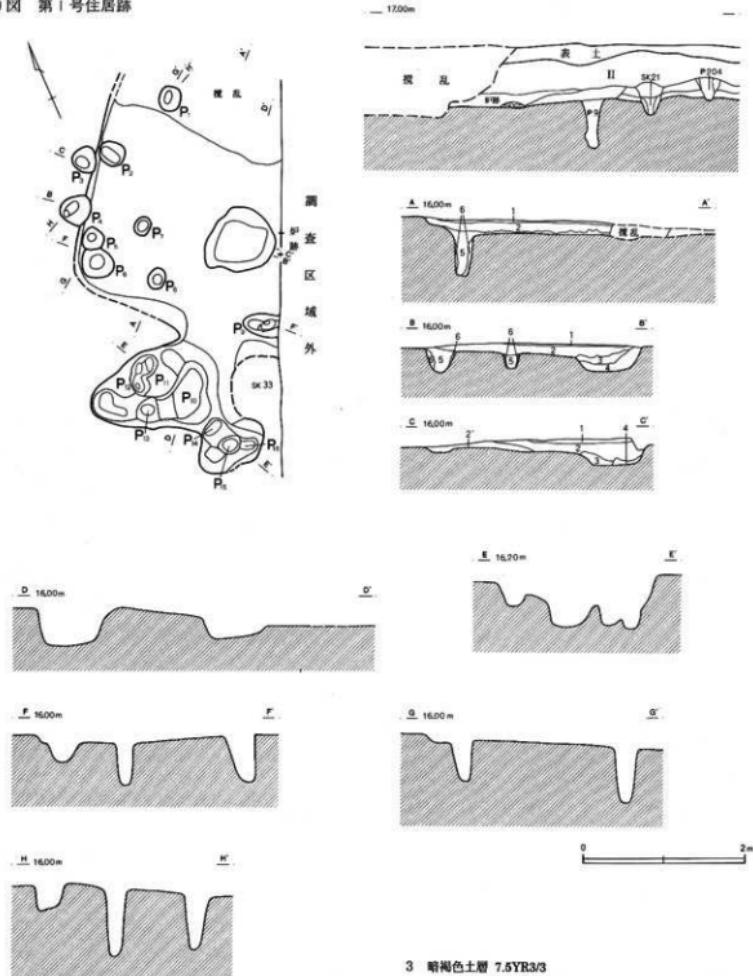
3は内湾気味に立ち上がる口縁部の破片で、鎮状の隆帯が垂下する。3～5は称名寺式系統の2条沈線による帯状の文様構成をとる土器である。4、5は短沈線状の点列が沈線間に施された胴部破片である。

6、7は口縁部に1条沈線が施される壠之内式、8は口縁部に隆帯が巡る壠之内式末の朝顔形の深鉢形土器である。9も隆帯が巡る。櫛齒状の工具により、曲線的なモチーフを施す。壠之内2式であろう。

10～22は、先に述べた1、2とともに後期中葉の土器である。16が加曾利B3式のほかは加曾利B2式に相当する土器であろう。

10、11は口縁部に斜沈線を施す深鉢形土器である。12は算盤玉形の形態の鉢形土器である。13は口縁部に弧線文を施す浅鉢形土器である。14は弧線文の区画内

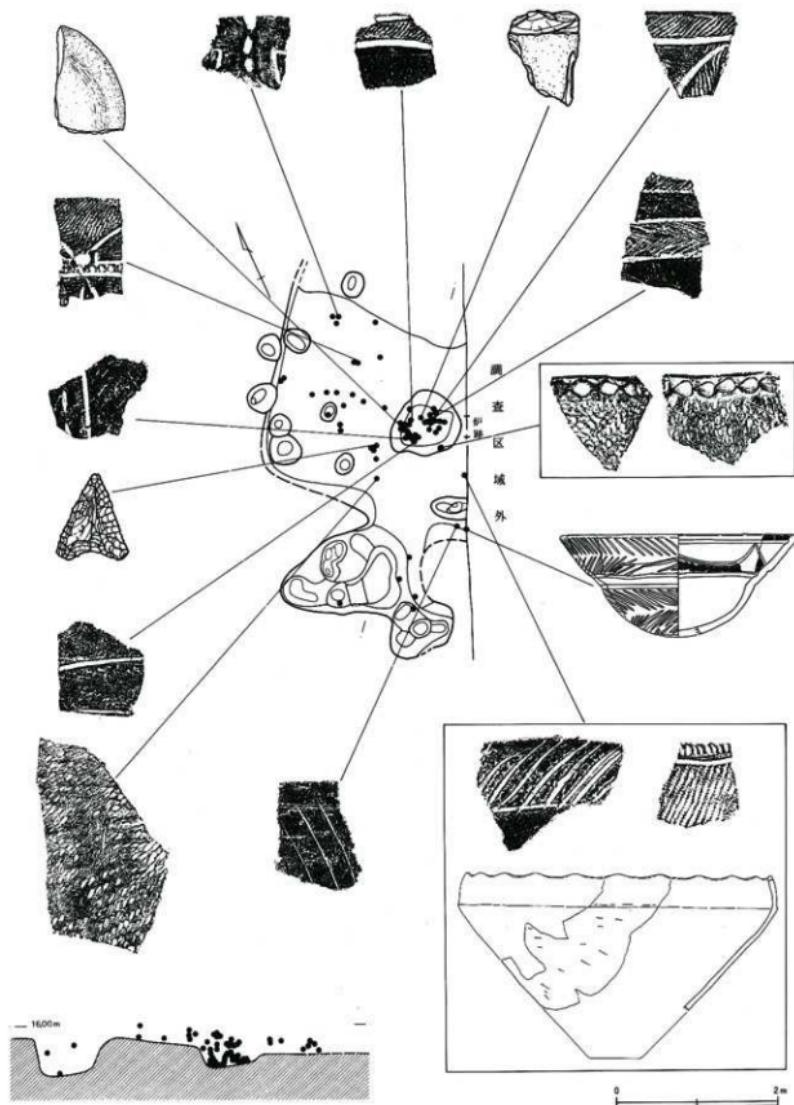
第9図 第1号住居跡



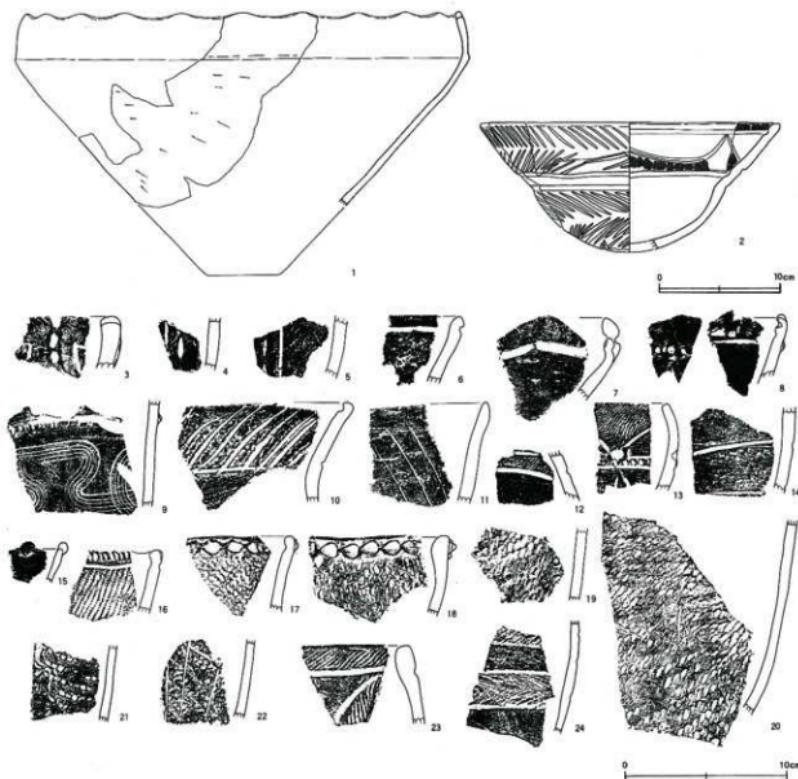
- 1 極暗褐色土層 7.5YR2/3  
ローム粒子・焼土粒子・炭化粒子多量、骨片多量、しまり弱、粘性弱
- 2 黒褐色土層 7.5YR3/2  
ローム粒子・ロームブロック多量、焼土・炭化粒子少量、骨片少量、しまり弱、粘性やや強
- 2' 黑褐色土層 7.5YR3/2  
ローム粒子多量、ロームブロック極多量、焼土・炭化粒子微量、しまり弱、粘性弱

- 3 暗褐色土層 7.5YR3/3  
ローム粒子多量、焼土・炭化粒子少量、しまり弱、粘性強
- 4 暗褐色土層 7.5TR4/3  
ローム粒子多量、ロームブロック多量、しまり弱、粘性強
- 5 暗褐色土層 7.5YR3/4  
ローム粒子多量、しまり弱、粘性非強
- 6 暗褐色土層 7.5YR4/4  
ローム粒子多量、ロームブロック多量、しまりあり、粘性非強
- 7 暗褐色土層 7.5YR3/3  
ローム粒子少量、しまりなし、粘性弱

第10図 第1号住居跡遺物分布図



第11図 第1号住居跡出土土器



を粗面とする文様を施した鉢形土器である。15は無文の口縁部が外傾する形態の土器で、口唇部に貼付文を施す。16は口縁部に列点と沈線を施した波状の深鉢形土器である。

17、18は粗製紐線文系土器である。粗い繩文が施される。19~22は粗製土器の胴部破片である。粗い繩文が施される。22は繩文施文後、斜沈線を施す。

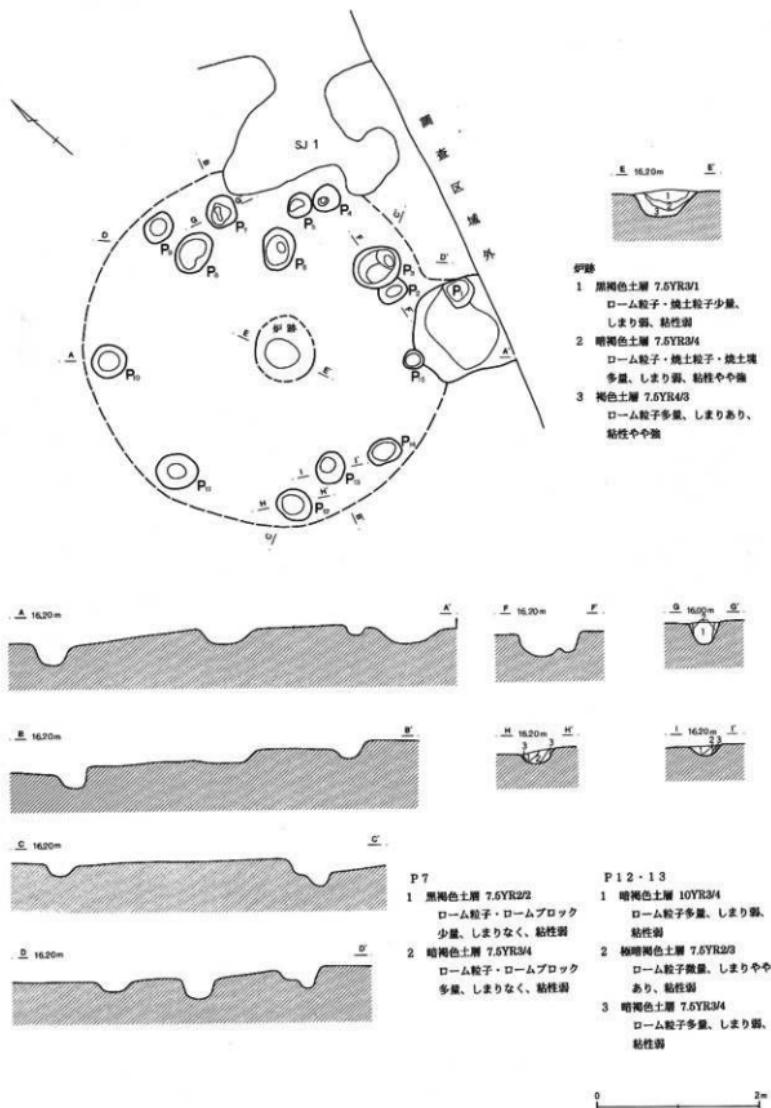
23、24は晩期安行式土器である。23は口縁部が内湾する形態の深鉢形土器である。区画内にLRの繩文を施す。24は沈線間に細密沈線を施す深鉢形土器の胴部破片である。

#### 第2号住居跡 (第12図)

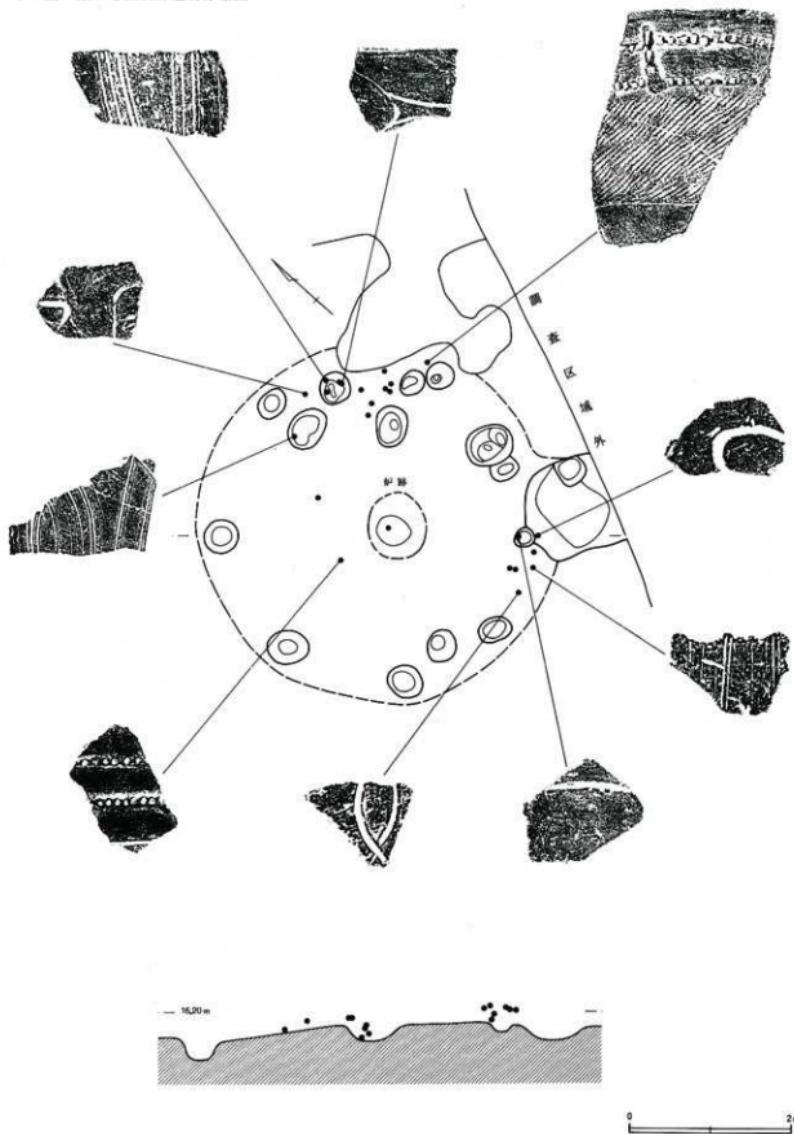
C-2~3グリッドを中心東西に位置し、第1号住居跡の張り出し部が本住居跡の東側の一部を切っている。加曾利B2式期の土坑や柱穴などの掘り込み、後世の掘削などにより、埋積時の痕跡は皆無に近い。壁も消失している。

本住居跡認定の理由は、炉跡があること、柱穴の並びは炉跡を中心に見た場合不自然さがないこと、後期初頭の土器が散在し、該期の住居跡の典型形態である柄鏡形の張り出し部が認められることなどによる。主軸方位は、N-45°-Wを指すと考えられる。長軸は調査

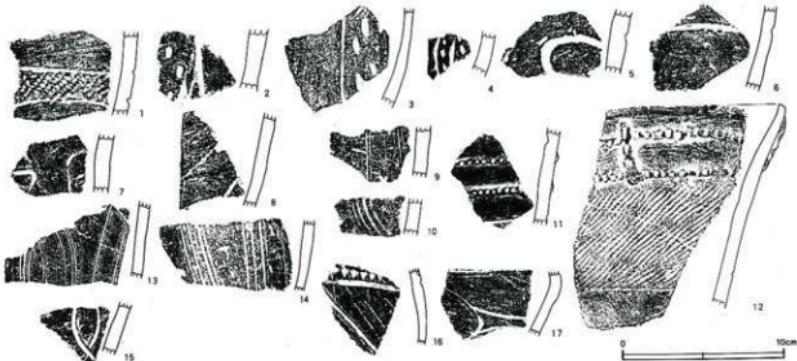
第12図 第2号住居跡



第13図 第2号住居跡遺物分布図



第14図 第2号住居跡出土土器



区外に入り込むため不明だが、短軸は推定で4.3mを測る。

本住居跡の所属時期は、散在した土器と住居形態から称名寺式期と考えられる。

#### 出土土器（第14図）

当住居跡の出土土器は後期前葉の土器が主体を占めている。

1～12は後期前葉の称名寺式、壇之内式である。いずれも深鉢形土器である。

1はやや丸みを帯びた胴部の破片である。2条の沈線間にLRの縄文を充填施文する。

2～4は沈線間に列点を施文する。2は外傾する部位の破片である。3、4は丸みを帯びた胴部の破片である。

5～8は沈線文のみが施文される。いずれも曲線的なモチーフを施す。

9、10は櫛歯状工具による文様を施した深鉢形土器の胴部破片である。9は直行する条線文、10は曲線的な条線文が垂下する。

11、12は胴部から口縁部へ外反気味に推移するいわゆる朝顔形の形態の深鉢形土器である。11は口縁部近

くの破片である。内面には1条沈線、外面には2条の隆帯が巡る。

12は2条の隆帯が口辺部に巡る。この2条の隆帯をつなぐようにして縦位の隆帯が貼付される。胴部中位に沈線を巡らせ、隆帯との間に縄文を施文する。縄文施文は隆帯の貼付後になされる。縄文はLRを横位に施文する。

13～15は後期中葉の加曾利B2式である。

13、14は櫛歯状工具による条線文を施す深鉢形土器である。いずれも胴部破片である。対弧状となる条線文を施す。

15は外傾する部位の破片と思われる。「( )」状の沈線文が施されており、沈線を交差させている。器面は調整の擦跡を残している。3単位把手を有する精製深鉢形土器の破片であろう。

16、17は後期後葉から晩期の安行式土器である。

16は粗製縦線文系土器である。丸みを帯びた口縁部近くの破片である。沈線と刻みが巡る。斜位の条線文が器面に施される。安行2式であろう。

17は丸みを帯びた胴部の破片である。沈線文のみの施文である。曲線的なモチーフを施す。晩期の所産であろう。

### 第3号住居跡（第15図）

本住居跡は、E-2-1グリッドを中心にD-2-3・E-2-3グリッドに広がる。調査区外の境から西側には半分を確認した。前述したように生活面と覆土の判別が困難であったために、平面プラン及び覆土を特定することができなかった。焼跡を確定した段階で初めて住居跡と認定する状況であった。出土遺物は多く、焼土・炭化粒子・獸骨片・骨粉などとともに住居内に万遍無く分布していた。明確に覆土か判別できなかつたので、一点一点出土地点を記録する方法をとり、整理の段階で分析することとした。以下の事実記載は、遺物分布状況と土層の検討から導いたものである。

住居に関わる生活面は、焼土・炭化粒子・獸骨片・骨粉などを多量に含んだ黒褐色土（II層またはII'層）で、掘り込みは床面で約0.3m、柱穴で0.6~0.8mである。その際に、III層を生活面とした後期前葉の第39号土坑を切っている。床面直下や壁の外側からは、やはり後期前葉の土器（称名寺一堀ノ内II）が認められた。平面プランは、炉を中心とする4m強の隅丸方形になるものと推定される。全体土層に見られる第40号土坑は、本住居跡に関連する施設遺構の可能性も考えられる。炉跡と柱穴の様子から入り口部を南に配置し、主軸方向をほぼ南北にとるものと想定して大過ないであろう。

最大の特色は、(1)焼土・炭化粒子や獸骨片・骨粉などの多量混在、(2)P2・3に見られるように意図的な埋め方と思われるニホンジカの中足骨の出土状況、(3)ほとんど単一に近い加曾利B2式土器の多量出土、(4)同一生活面と考えられるSX1と極めて近い位置関係にあること、(5)(1)に関連した住居の埋土行為と考えられる盛り土などが指摘できるであろう。

本住居跡の所属時期は、III層を生活面とした後期前葉の称名寺式期から堀ノ内II式期土層の上に成り立ち、しかもそれらの時期の遺構を切っていることと、上記(3)の事実から、加曾利B2式期といえるであろう。

### 出土土器（第23図～第36図）

第3号住居跡では後期中葉の加曾利B式が比較的ま

とまって出土した。これに前後する時期の土器も少量混在している。これらの土器群を大きく3群に分けて記述していく。

第1群は後期前葉、第2群は後期中葉、第3群は後期後葉～晚期の土器である。中心となる第2群土器については類別して記述する。

#### 第1群土器（第28図1～19）

後期前葉の土器群を一括する。

1は胴部が緩く膨らむ深鉢形土器である。帯状の沈線間に縦文を充填する。称名寺式である。

2～7、9～11は堀之内1式である。

2、6、7は地文縦文を施す土器である。2、6は蛇行沈線、7は斜位の沈線文を施す。6は丸みを帯びて立ち上がる単純な形態の深鉢形土器である。口縁部に1条沈線が巡る。

3～5は地文を施さない土器である。いずれも胴部が緩く膨らむ深鉢形土器である。3は1条沈線が口縁部に巡る。4、5は胴部の破片である。沈線文を施す。

9、10は深鉢形土器の胴部の破片である。点文を施す。11は胴部が張り、括れ部から口縁部へ外反気味に立ち上がる形態の深鉢形土器である。括れ部から胴部にかけての破片である。括れ部には鎖状の隆帯が巡る。胴部には隆帯による文様、多条の沈線による弧線文、斜沈線を施す。

8、12～19は堀之内2式である。

8は11と同様に括れ部を有する深鉢形土器である。隆帯の特徴から堀之内2式と思われる。胴部には沈線文を施す。

12～18は口縁部に隆帯が巡る深鉢形土器である。口縁部を内折して積み上げたものではなく、12、13は内面に1条沈線が巡る。14は内面に2条、15は3条の沈線が巡る。14、15は2条の沈線間に縦文を充填する文様と思われる。16、17は内面に沈線を施さない。17は隆帯の上位に櫛歯状工具により横線を施す。18は内面に1条沈線が巡る。体部には帯状の区画内に文様を施すと思われる。

19はやや異質である。口縁部に1条沈線が巡る。体

部に縦位、斜位の沈線を施す。沈線間に細かいLRの縄文を充填する。鉢形土器であろうか。

## 第2群土器(第23図～第27図、第28図20～第34図28) 後期中葉の土器を一括する。

土器の類別はグリッド出土土器と同様な項目だけとなっている。分類項目にいくつかの欠番が生じているのはそのためである。

### 第1類(第23図1～5、第28図23～31、43)

3単位把手を有する深鉢形土器を一括する。

第23図1は「の」の字状単位文と並行沈線文、第23図2～5、第28図27、28、43は縄文を充填する弧線区画文、第28図29は擦痕のある弧線区画文、第28図30は矢羽根状沈線文を口辺部の主文様とする。口縁部の内傾する部位には縄文帯、刻文帯を施す。

把手は非対象のもの(第23図1、第28図23、34)は少なく、ほぼ対象形を示すものが優勢である(第23図2～5、25、26、29)。

第23図1は非対象の把手を3単位に施す。口縁部の沈線間と口唇部には細かい刻みを施す。体部には緩い波状の沈線を4条施す。波頂部、波底部には「の」の字状単位文、縦位の句切り文を施す。1/6以下の残存度である。

第23図2、3は縄文帯間に縄文充填の弧線区画文を配し、同様な構成をとる。把手は2は肩部に短沈線、3は2つの点文を施す。また3は中央に円孔を施す。2が1/6以下の残存度、3が約1/3以下の残存度である。

第23図4は口縁部に刻文帯、括れ部に3条沈線を施す。この縄文帯の上には弧線文を施す。波頂部下で鉤状に沈線を入れ組ませてモチーフを施している。区画内にはかすかな痕跡のLRの縄文と擦痕が見られる。一部で弧線文と主文様を描く沈線文を共用してしまっている部分があり、縄文施文部である弧線区画内を研磨する逆転が生じている(図版44)。約1/2の残存度である。

第28図23は口縁部の2条沈線間に刻みを施す。

24～26は把手部分の破片である。27は口縁部の2条

沈線間に点文を施す。27、28の弧線区画内部の「( )」状文は大柄に施されている。29は把手部分の破片で内面に2条の沈線が巡る。30は把手間の破片で、貼付文を施す。31は口縁部の内傾する部位と口唇部に刻みを施す。

### 第2類(第23図6、第28図20～22、32～42、第29図1、2、第34図22)

第1類と同様な並行沈線文、弧線文による磨消縄文などを施す土器のうち、把手を有していないもの。平口縁、波状口縁がある。

#### a (第28図20～22)

並行沈線文を施す平口縁深鉢形土器である。内文の退化形態として、内面に稜線を施す。口唇部、口縁部などに細かい刻み文を施す。

#### b (第28図32～35)

並行沈線文、弧線文を施す平口縁深鉢形土器のうち口縁部が直立気味に立ち上がる単純な形態の土器である。口縁部に無文部がある。32は小さな「( )」状文が縦位に連続的に垂下する。33は口縁部に貼付文を施し、その下位の並行沈線を縦位の沈線で区切っている。34、35は第一類の可能性もあるが口縁部の屈曲が弱い土器で本類とした。

#### c (第28図36、第29図1、2)

並行沈線文を施す波状口縁深鉢形土器である。口縁部に沿って無文部がある。波頂部下に第28図36、第29図2は「( )」状の沈線、第29図1は弧状の短沈線を施して、並行沈線を区切っている。

#### d (第23図6、第28図37)

並行沈線文、弧線文を施す深鉢形土器のうち、胴部に緩い膨らみを有し、口縁部が外傾して立ち上がる形態の土器である。

第23図6は鉤の手状に沈線を施して、並行沈線を区切っている。第28図37は縄文を充填する弧線区画文を施す。6は口縁部、37は口辺部を無文としている。

#### e (第28図38～42)

本類の胴部破片を一括する。38は縦位の区切り文、38～42は「( )」状の沈線で並行沈線を区切っている。

f (第34図22)

最大径が胴部にあり、口縁部に並行沈線文を施す土器である。遠部第三類土器に相当する。粗い縦文を器面全体に地文として施す。

第3類(第23図7、8、第24図3～5、第29図4～12)

沈線文を施す深鉢形土器のうち、括れ部を有する土器を一括する。

a (第24図3～5、第29図5、7)

沈線文以外には他の文様要素が少ない比較的単純な平口縫深鉢形土器である。

第24図3、4は縦位に近い沈線を施す。第24図5は斜沈線を施し、縦位に矢羽根状の構成をとる。第29図5、7は斜沈線を施す。

第24図4は縦位の沈線施工後、括れ部に削りによって無文部を作出している。器面には斜位の擦痕を残しており、器面が研磨されている第24図3、5、第29図5、7とは異質な面がある。調整的には第17類に近いと言えよう。約1/5が残存する。第24図3、5は1/6以下の残存度である。

b (第29図9～12)

括れ部直上に無文帶をおき、口辺部と胴部に矢羽根状沈線を施す平口縫深鉢形土器である。口唇部には点列が巡る。

c (第23図8)

矢羽根状沈線を施す波状口縫深鉢形土器である。5単位である。括れ部を横線によって区画し、無文部とする。胴部は欠損により不明である。口縁部内面には太く浅いくぼみを波状に施す。口唇部には沈線が施され、波長部には瘤状に貼付文を施す。1/6以下の残存度である。

d (第23図7、第29図4、6、8)

その他の土器を一括する。それぞれ異なる構成を取っている。

第23図7は波状5単位の土器である。胴部が張り、括れ部から口縁部へ外傾して立ち上がる。括れ部から口縁部を無文とする。括れ部に刻文帯を施す。1/6以下の残存度である。

第29図4は外傾する波状の口縁に格子目状文を施す。6は括れ部の破片である。格子目状文を施文する。8は斜沈線により文様を鋸歯状に構成する。

第4類 (第29図13～15)

口縁部に沈線や刻みを施す5単位の波状口縫深鉢形土器を一括する。13、14は沈線と刻みを1段に、15は2段に施す。縦文を施文する。

第5類 (第24図1、2、第29図3、第32図13～17)

その他の精製深鉢形土器を一括する。

a (第24図1)

胴部は直線的に移行し、口縁部が「く」の字状に内折する上器である。内折する部位には沈線と点文が巡る。胴部には櫛歯状工具による条線文を弧状に施す。口縁部に「( )」状の沈線を施す。口唇部に刻みを施す。1/6以下の残存度である。

b (第24図2、第29図3)

胴部上半の帯状の区画に、交互の斜沈線により文様を鋸歯状に構成する土器である。帯状の区画は削りによる特徴的な手法をとる。

第24図2は胴部上半から口縁部へきわめて強く外反する形態の土器である。おそらく6単位の波状口縁である。波底部には瘤文を施す。波頂部を欠いている。第29図3も波状口縁土器である。口縁部内外面に刻みを施す。

c (第32図13～17)

曲線的な沈線による磨消縦文を施す土器である。深鉢形土器以外の器種も含むであろう。遠部第五類土器に相当する。

13～16は緩く丸みを帯びて立ち上がる形態の土器である。13、16は「つ」の字状の文様を施す。17は丸みを帯びた形態の胴部で、波状の文様を施す。13、15は口縁部に横線が巡る。

第6類 (第25図2～4、第30図1～16)

突起等を除くと外面が無文の土器である。内文を有する鉢形土器とこれに後続する口縁部が「く」の字状に内折する鉢形土器、浅鉢形土器を一括する。

a (第30図1)

底部から口縁部へ直線的に外傾して立ち上がる形態

である。内文を有する鉢形土器である。刻みと沈線を施す。

b (第30図2~4)

底部から緩く丸みを帯びて立ち上がり、口縁部が「く」の字状に内折する土器である。点文、刻み、横線などを施す。

c (第25図2~4、第30図7~16)

「く」の字状に内折する口縁部が幅広となり、やや丸みを帯びる土器である。内文は退化的で、施文されないものも多い。口縁部は刻み、小波状、把手などの装飾を施すものがある。

第25図2は内面に横線と点文を施す。小波状の口縁部である。第25図3は点文のある把手を4単位に施す。内面には2条の横線と弧線文を施す。第25図4は口唇部に刻みを施す。2~4の内面はよく研磨されているのに対し、外面は調整の擦痕を残しており、口縁部は横位、同下半は斜位の擦痕が認められる。2、4は1/6以下、3は約3/4の残存度である。

d (第30図5、6)

体部の破片を一括する。

5は横線間に刻みを施す。6は横線、繩文、「( )」状の沈線を施す。

第7類 (第30図22~27)

並行沈線文と各種の区切り文を施す鉢形土器を一括する。

22、23は口唇部が尖った形態の土器である。小形の鉢形土器であり、並行沈線文を施す。24は口縁部が内湾気味となる形態の土器である。25~27は体部の破片であり、繩文帯間に無文部をおく。

第8類 (第25図5、6、9、第30図28~34、第31図1~5)

いわゆる算盤玉の形態の鉢形土器および形態的、文様的に類縁的な関係にあると思われる鉢形土器を一括する。

a (第25図9、第31図1~3)

口縁部が内傾するいわゆる算盤玉の形態の鉢形土器である。

第25図9は口縁部を欠損する。弧線文間に縦位の沈線と点文を施す。体部は条線文を密に施す。約1/4の残存度である。

第31図1は無文の口縁部が内傾、2は直立気味になる形態である。3は内傾する部位の破片である。

b (第25図5、6、第30図28~34)

器高の1/2中位からやや丸みを帯びて内傾し、口縁部へ立ち上がる形態の上器である。口辺部には各種の文様を施す。

第25図5は口縁部に2条沈線が巡り、沈線間に刻みを施す。口辺部は弧状の沈線を横位に連続させ、磨消繩文とする。6は口縁部と体部の最大径付近に繩文帯を配す。繩文帯間に弧線文、横位の「S」字状沈線を連続させて繩文を充填している。5、6は1/6以下の残存度である。

第30図28は無文部のある並行沈線を連続的な「( )」状沈線を垂下させて区切っている。口縁部に2条の横線を施し、沈線間に点文を施す。29は繩文帯間に斜位の2条沈線を施し、繩文を充填する。30~34は体部の破片である。31は三角形の単位文を施す。32、33は弧状の沈線内に繩文を充填する。「( )」状文を施す。34は帯状の弧線文間に繩文を充填する。「( )」状文を施す。

c (第31図4、5)

底部付近から丸みを帯びて立ち上がり、最大径である口縁部が直立気味になる形態の土器である。口縁部に弧線文による磨消繩文を施す。弧線文の下位には沈線間に点文を施す。4は縦長の貼付文を口縁に施す。体部には矢羽根状沈線を施す。

第9類 (第24図6、7、第32図1、2)

矢羽根状沈線等の集合沈線文を施す鉢形土器、浅鉢形土器を一括する。

第24図6がやや異質ではあるが、本類は遠部第二類土器に相当する。

第24図6は平線の浅鉢形土器である。矢羽根状沈線を施す。約1/5の残存度である。

第24図7は口縁部と胴部の文様の間に無文部をおく。横線文を施す。器面は擦痕をわずかに残して

おり、研磨は顕著ではない。口縁部の1/3が残存する。

#### 第10類 (第32図3~12)

沈線文系の胴部破片を一括する。

第32図3は算盤玉形の鉢形土器の胴部である。4~8も直線的に移行する胴部の破片である。9は丸底の浅鉢形土器である。10はやや丸みを帯びた胴部の破片である。11、12は直線的に移行する胴部の破片で、深く鋭い斜沈線を施す。

#### 第11類 (第25図7、8、第31図6~24)

丸底の底部で、体部の最大径付近に沈線と点文が巡り、口縁部が内溝する形態の浅鉢形土器を一括する。

##### a (第25図7、第31図18、20~24)

口縁部は要所に「( )」状の沈線等を施すのみで無文とする土器である。

第25図7は最大径に刻みが巡る小形の浅鉢形土器である。

第31図18は小形の浅鉢形土器の胴部の破片で、bの可能性もある。20~22、24も小形の浅鉢形土器である。23は大形の浅鉢形土器である。突起を施す。内面は2条沈線間に2列に点文を施す。

##### b (第25図8、第31図6~17、19)

口縁部に弧線文による磨消繩文や繩文帯を施す土器を一括する。

第25図8は3単位の波状口縁である。口辺部及び胴部には弧線文を施し、磨消繩文とする。約1/2の残存度である。

第31図6は体部の破片である。7~9は把手部分の破片である。8、10~12は口縁部に弧状の沈線を施す。9、13~16、19は横線を施し口縁部に沿った繩文帯とする。17は口縁部に沿って点列と横線を施す。19は内面に2条沈線と「( )」状文を施す。

#### 第12類 (第25図1、第30図17~21)

無文で、丸底の浅鉢形土器を一括する。第25図1は約1/2の残存度である。

#### 第13類 (第31図25、26)

その他の鉢形土器、浅鉢形土器を一括する。口縁部に無文帯をおき、体部に繩文を施す土器である。

26は把手を施す。

#### 第14類 (第26図1、第32図18~21)

注口土器を一括する。

第26図1は胴部が強く張り、口縁部が内溝気味に立ち上がる形態である。口縁部に貼付文と繩文帯を施す。体部は全面に繩文を施す。

第32図18、19は曲線的な文様を施す。20は削りと磨きによる手法により曲線的なモチーフを作出する。21は細かい刺突を施す。

#### 第16類 (第33図1~4)

底部付近から丸みを帯びて移行し、口縁部が直立気味になる単純な形態の深鉢形土器で、繩文が施されないものを一括する。主として格子目文を施す土器である。4の口縁部は無文である。2、4は口縁部内面に沈線を施す。

#### 第17類 (第33図5~15)

条線文を施す土器を一括する。主として櫛歯状工具による条線文を施す土器であり、器形的には括れ部を有し、括れ部から口縁部へ外傾して直線的に推移する形態の土器である。7~13は内面に1条沈線を施す。

14についてはやや内溝する形態である。また、14、15は斜位の条線文を施す。

#### 第18類 (第26図2、3、5、第33図16~29)

底部付近を除き、器面全体に繩文を施す土器である。形態上、底部から口縁部へ直線的に推移するもの、底部から口縁部へやや丸みを帯びて推移するものなどがある。内面に20~27は1条沈線、29は2条沈線と「( )」状の沈線を施す。28は突起を施す。

#### 第26図3、5についても第21類の可能性もある。

#### 第19類 (第33図30、31、第34図1~4)

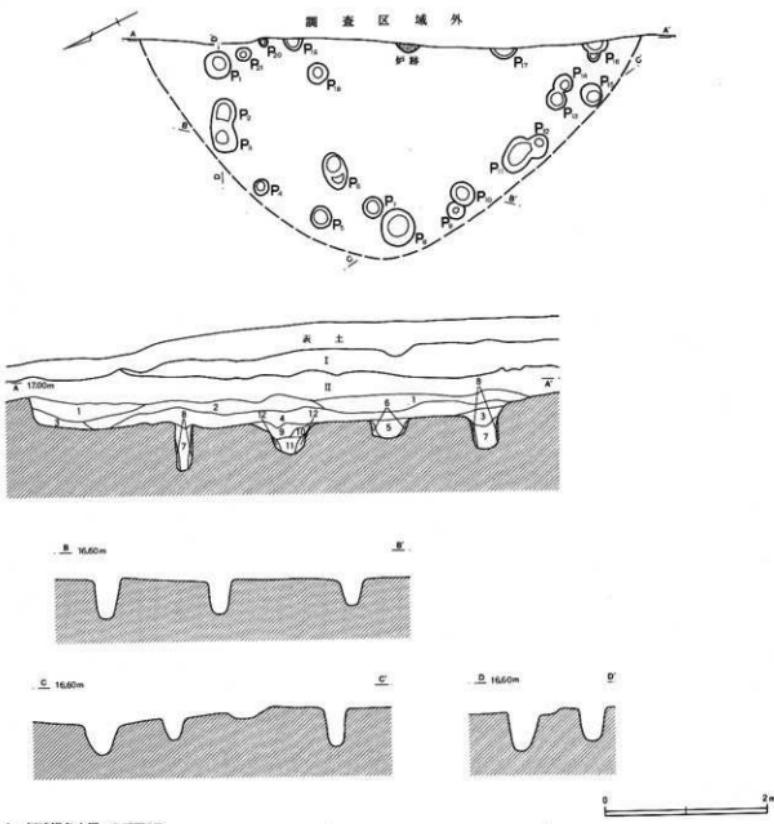
紐線文土器のうち、口縁部と胴部に2~3条の横線を施して帯状の区画をつくり、その内部に弧線文、斜沈線等を施す土器を一括する。

30、31は2条の紐線文を施す。内面に1条沈線を施す。1~4は胴部破片である。

#### 第20類 (第34図9)

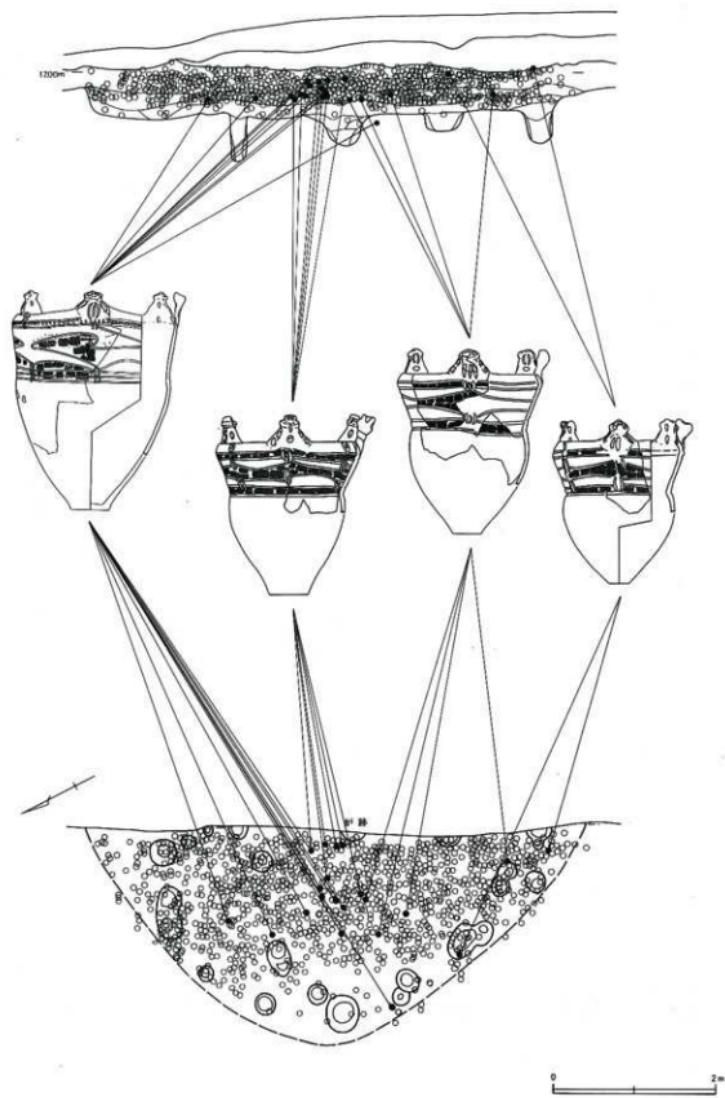
紐線文土器のうち、繩文を施文しない土器である。

第15図 第3号住居跡

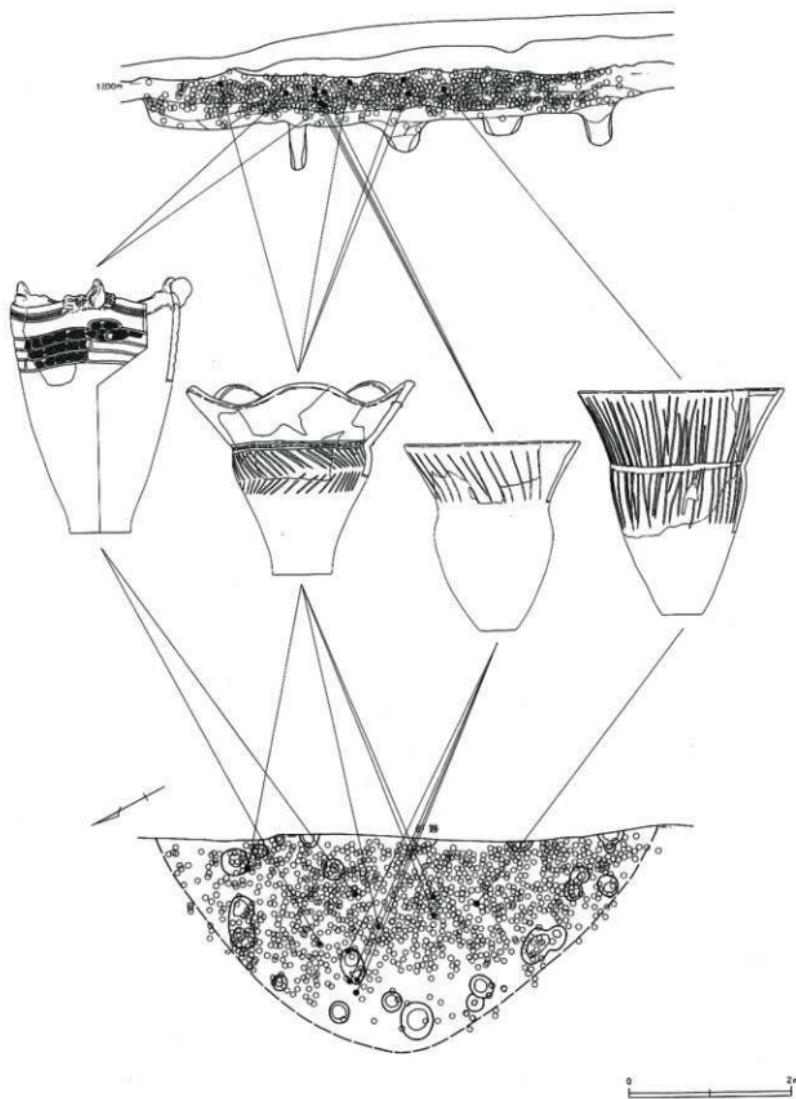


- 1 極暗褐色土層 7.5YR2/3  
ローム粒子・焼土粒子・炭化物・骨粉多量、しまりあり、粘性強
- 2 極暗褐色土層 7.5YR2/3  
ローム粒子少量、焼土粒子・炭化物多量、骨粉極多量、しまりあり、粘性強
- 3 暗褐色土層 7.5YR3/4  
ローム粒子少量、炭化粒子・骨片・骨粉・少量、しまりあり、粘性強
- 4 黒褐色土層 5YR3/1  
ローム粒子少量、焼土・炭化粒子多量、炭・骨片・骨粉多量、しまりあり、粘性強
- 5 黑褐色土層 7.5YR2/2  
ローム粒子少量、しまり弱、粘性強
- 6 暗褐色土層 7.5YR3/3  
ローム粒子多量、しまり弱、粘性強
- 7 黑褐色土層 7.5YR2/2  
ローム粒子・ロームブロック・焼土粒子・炭化物少量、しまり弱、粘性強
- 8 黑褐色土層 7.5YR2/2  
ロームブロック多量、しまり弱、粘性強
- 9 暗赤褐色土層 5YR3/6  
ローム粒子微量、焼土塊・炭・骨片・骨粉極多量、しまりあり、粘性強
- 10 黑褐色土層 7.5YR2/2  
ローム粒子少量、焼土粒子少量、しまり弱、粘性強
- 11 黑褐色土層 7.5YR3/1  
ローム粒子少量、焼土粒子微量、しまり弱、粘性強
- 12 暗褐色土層 7.5YR3/3  
ローム粒子多量、しまり弱、粘性強

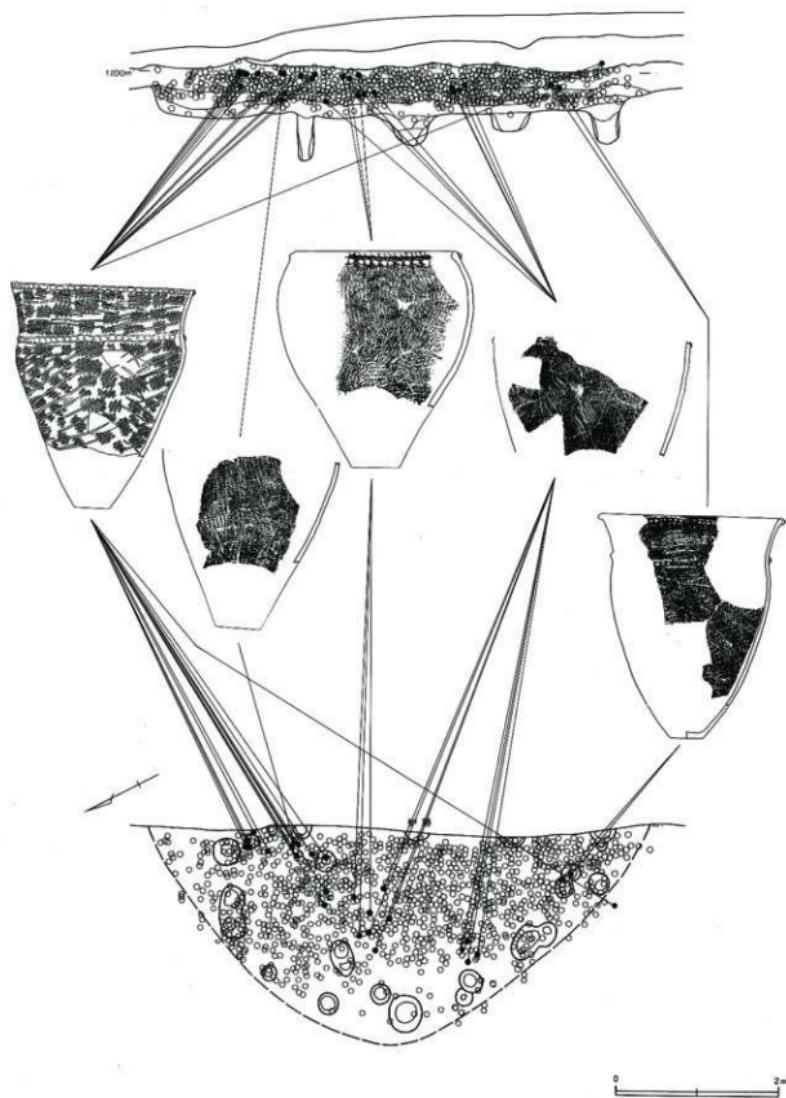
第16図 第3号住居跡遺物分布図(i)



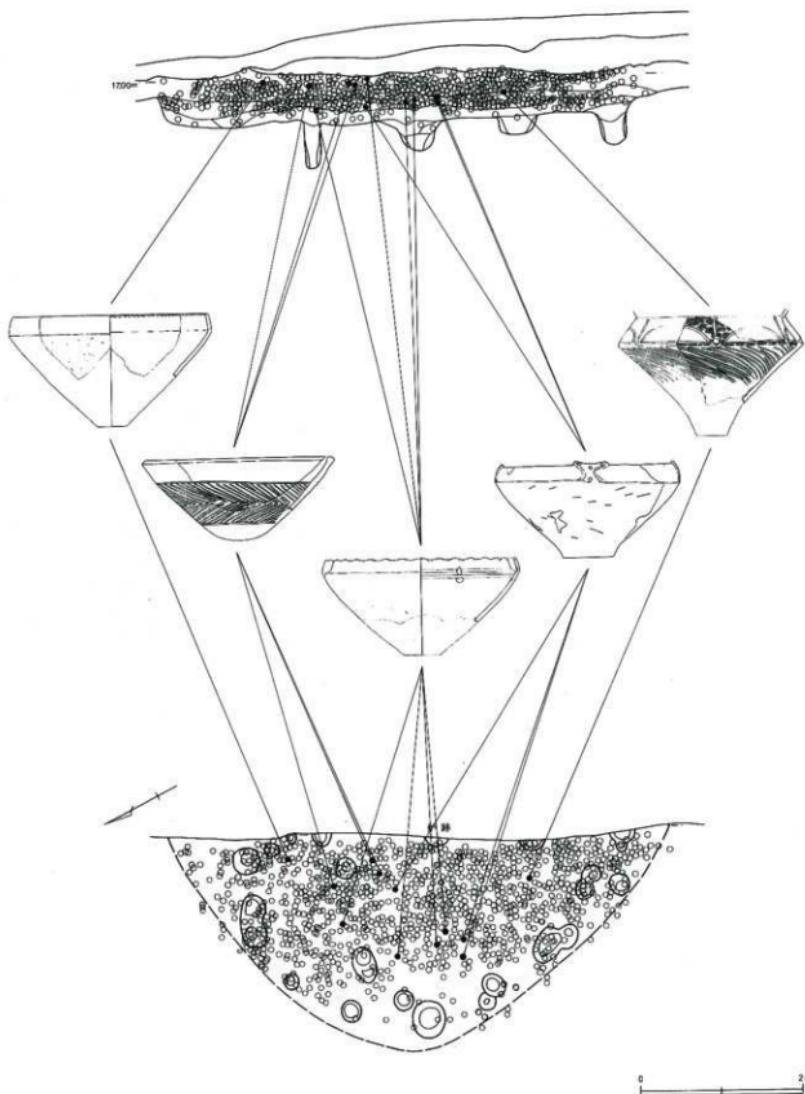
第17図 第3号住居跡遺物分布図(2)



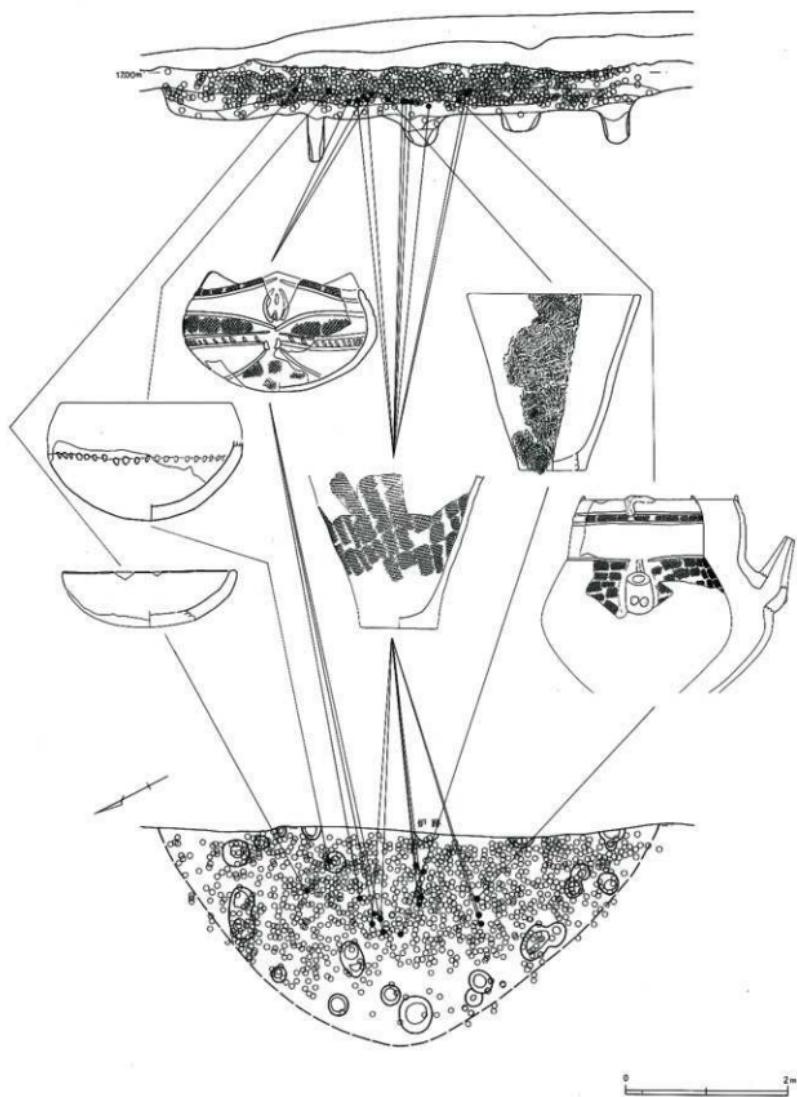
第18図 第3号住居跡遺物分布図(3)



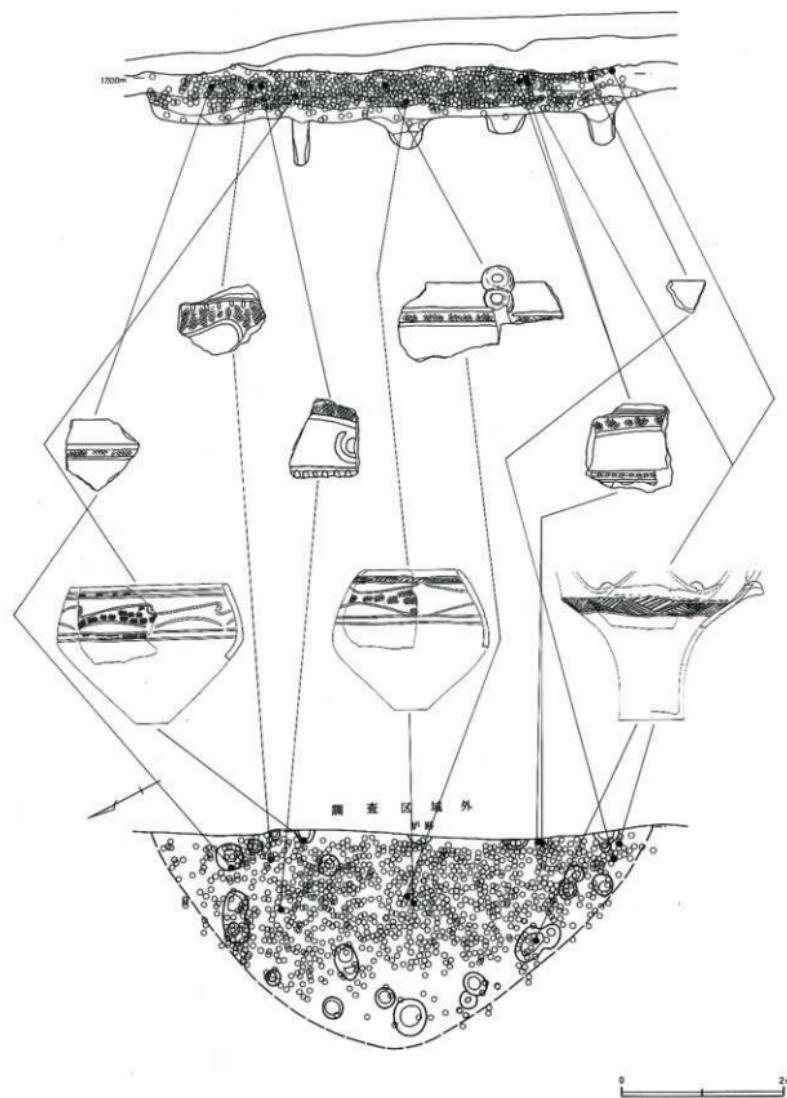
第19図 第3号住居跡遺物分布図(4)



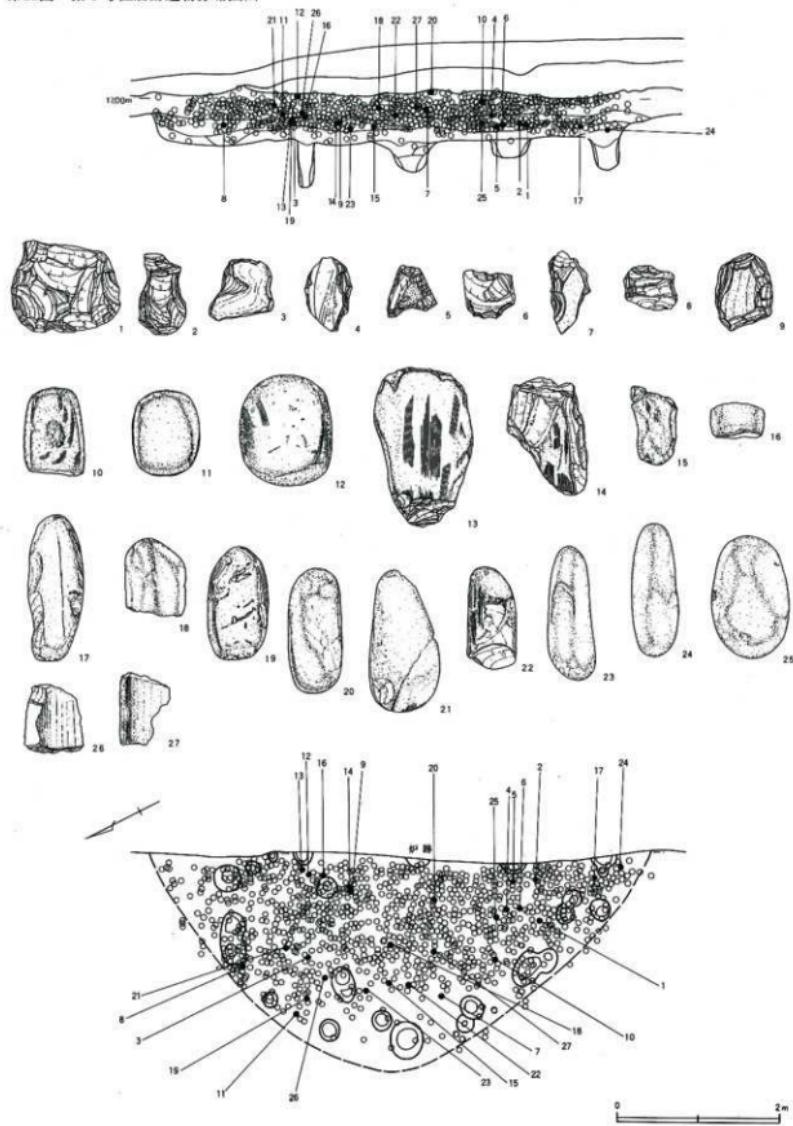
第20図 第3号住居跡遺物分布図(5)



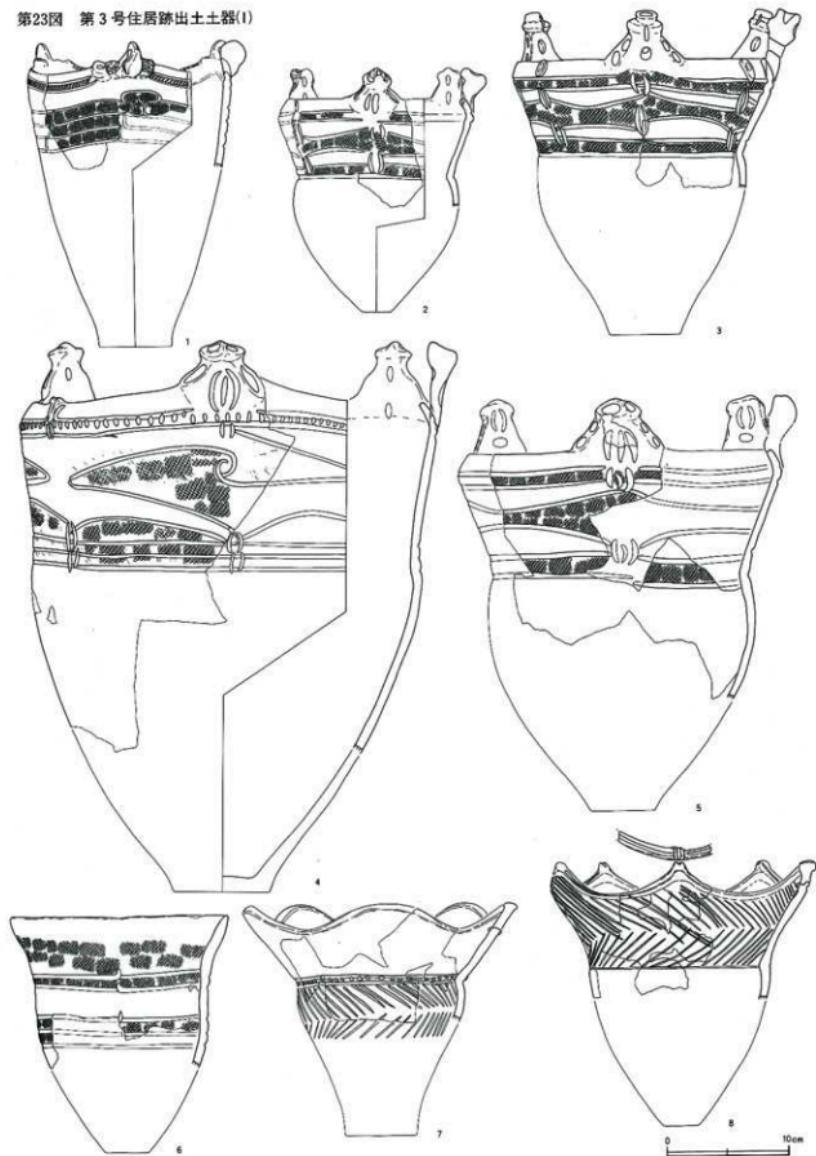
第21図 第3号住居跡遺物分布図(6)



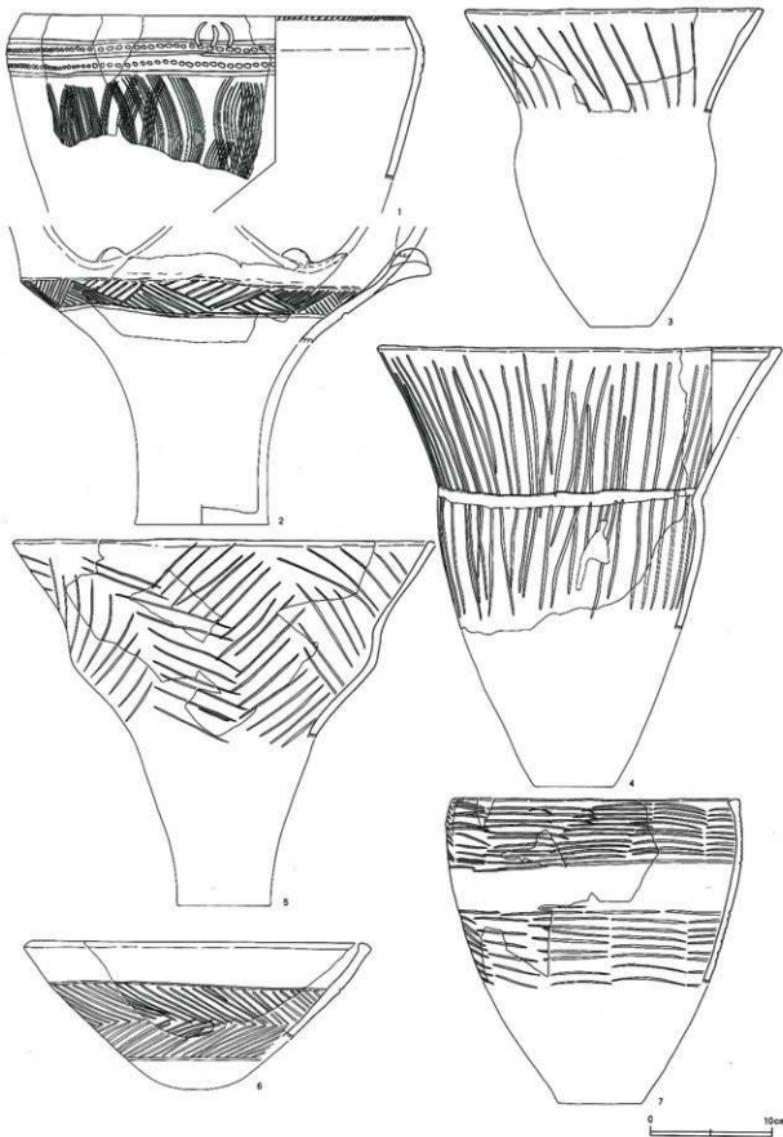
第22図 第3号住居跡遺物分布図(7)



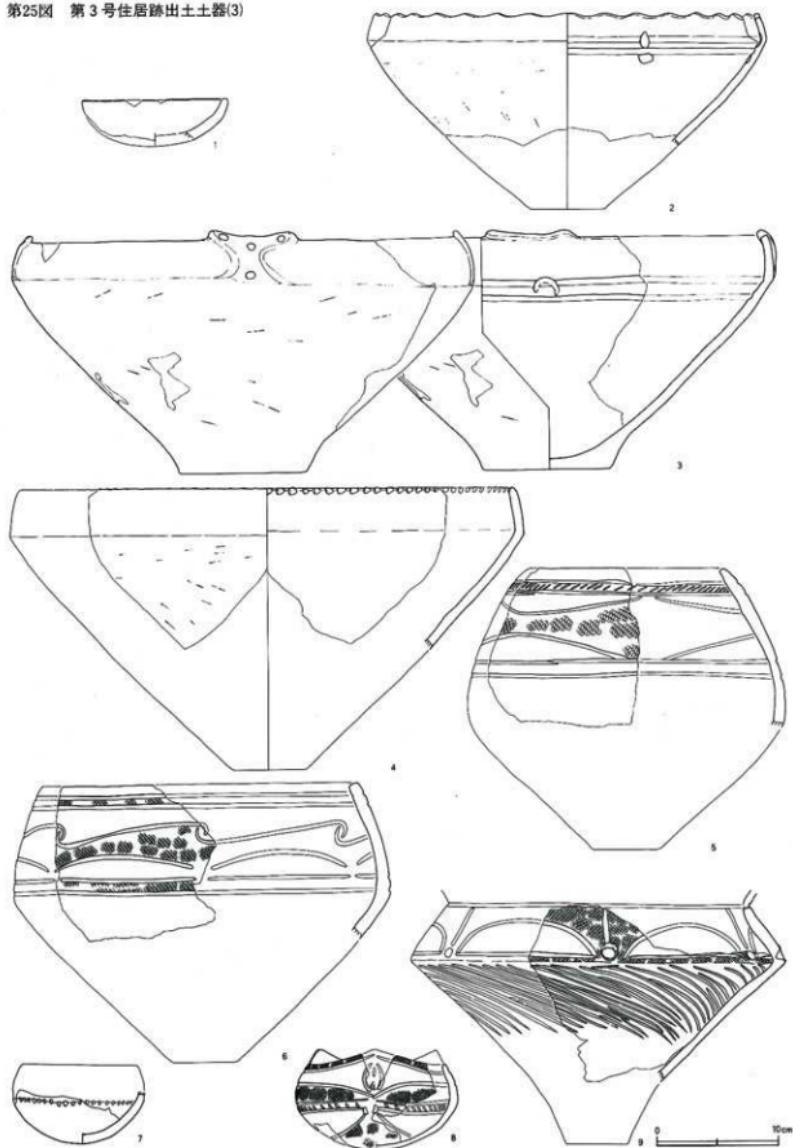
第23図 第3号住居跡出土土器(I)



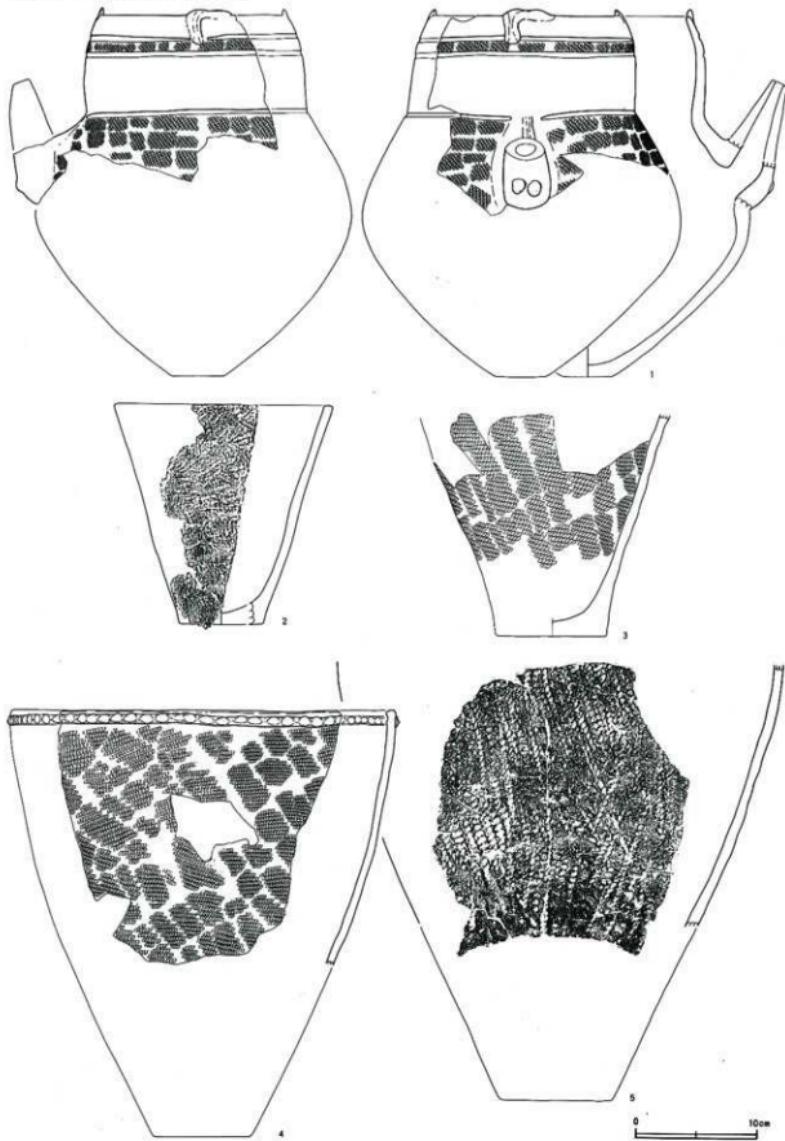
第24図 第3号住居跡出土土器(2)



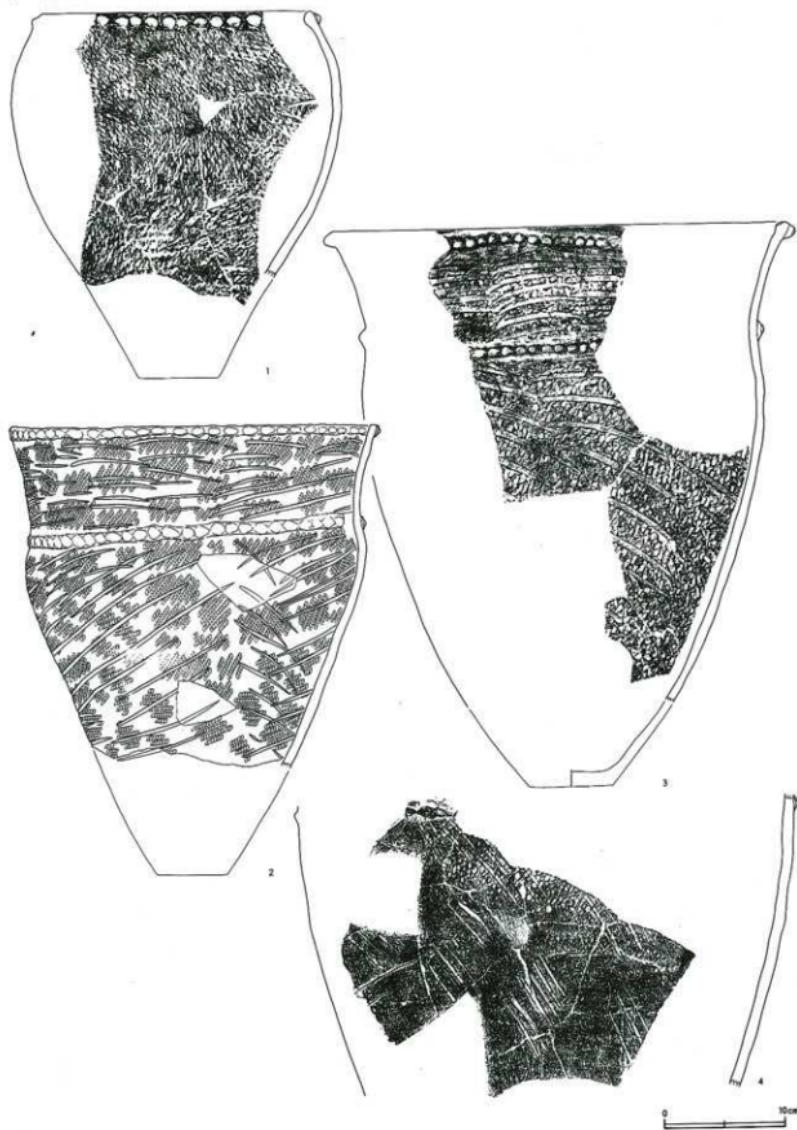
第25図 第3号住居跡出土土器(3)



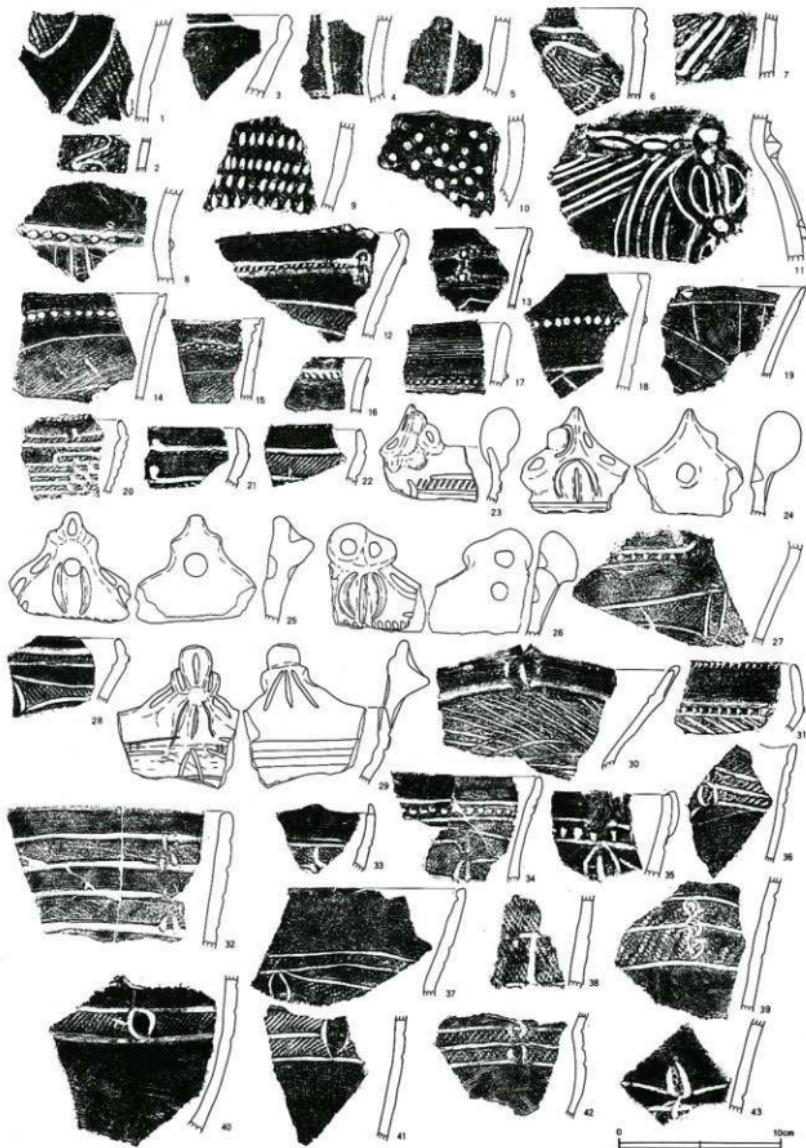
第26図 第3号住居跡出土土器(4)



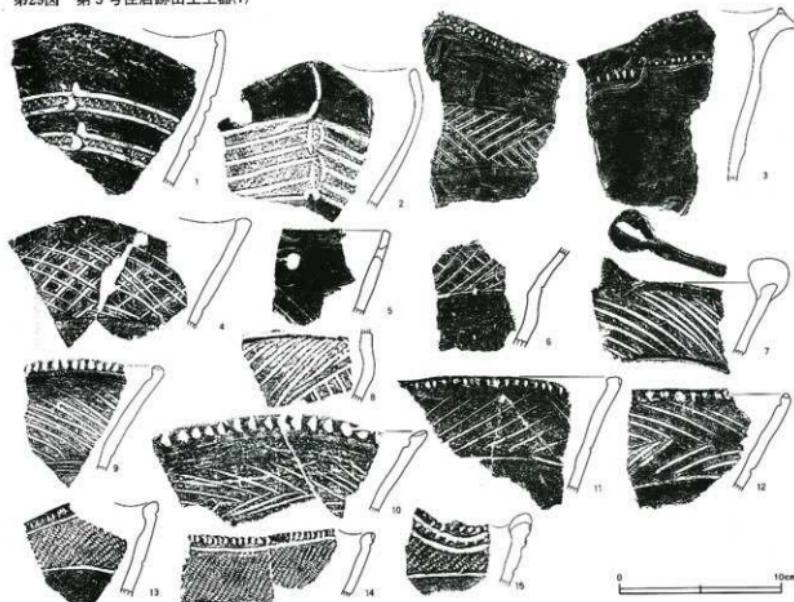
第27図 第3号住居出土土器(5)



第28図 第3号住居跡出土土器(6)



第29図 第3号住居跡出土土器(7)



櫛歯状工具による弧状の条線を施す。

**第21類 (第26図4、第27図1~4、第34図5~8、10~21)**

紐線文土器のうち、地文縄文を施す土器を一括する。地文縄文上に沈線を施すものを含むが、第19類のようにモチーフを施さないもの。形態的には底部から丸みを帯びて移行し口縁部が直立気味に立ち上がるるもの(第26図4)、胸部が丸く張り出すもの(第27図1)、胸部が緩く張り口縁部が外反気味に立ち上がるもの(第27図2、3)などがある。

沈線文が施される土器は主として胸部が緩く張る形態の土器に顕著である。

遠部第一類土器に相当するものが主体を占める。

第26図4、第34図5、6、7、11、12、15~17は口縁部内面に沈線が巡る。

**第22類 (第34図23~28)**

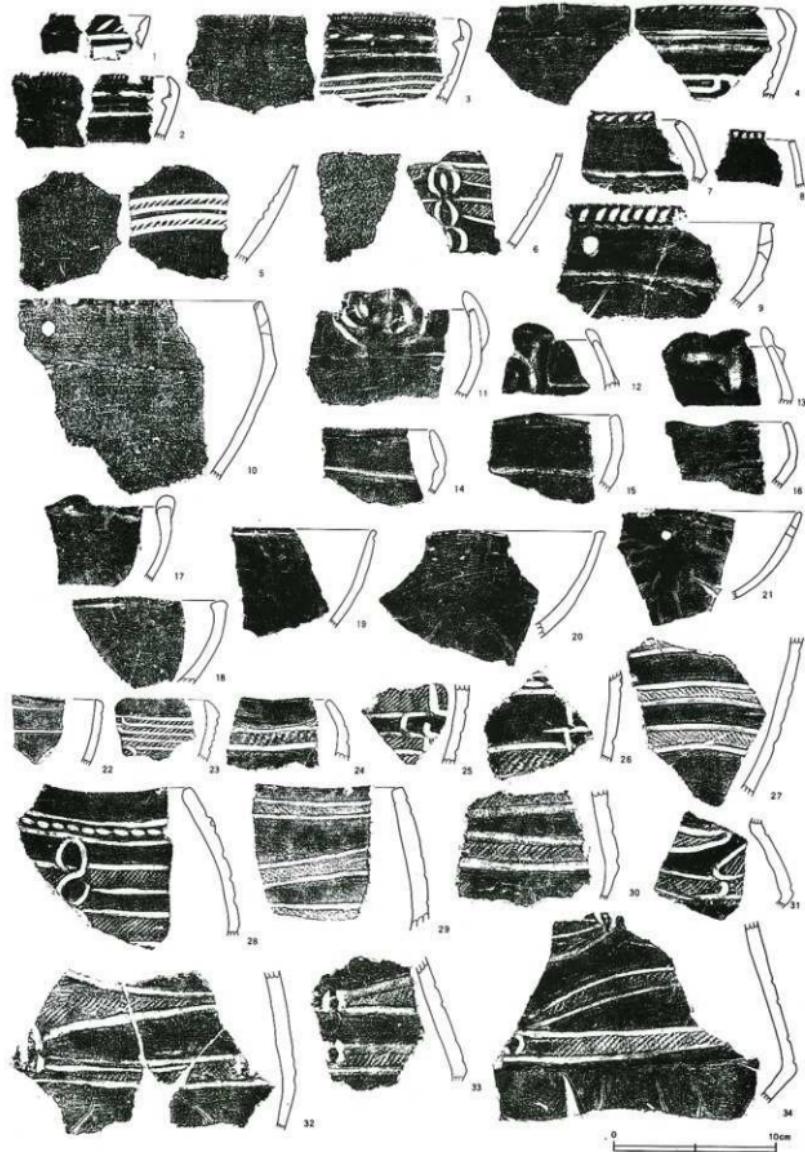
胸部が緩く張り、口縁部が外反気味に立ち上がる形態の深鉢形土器である。緩い括れ部に沈線によって区画した無文帶をおき、その上下には地文縄文上に格子目状の沈線文を施す土器である。遠部第4類土器に相当する資料である。

**第3群土器 (第34図29~32)**

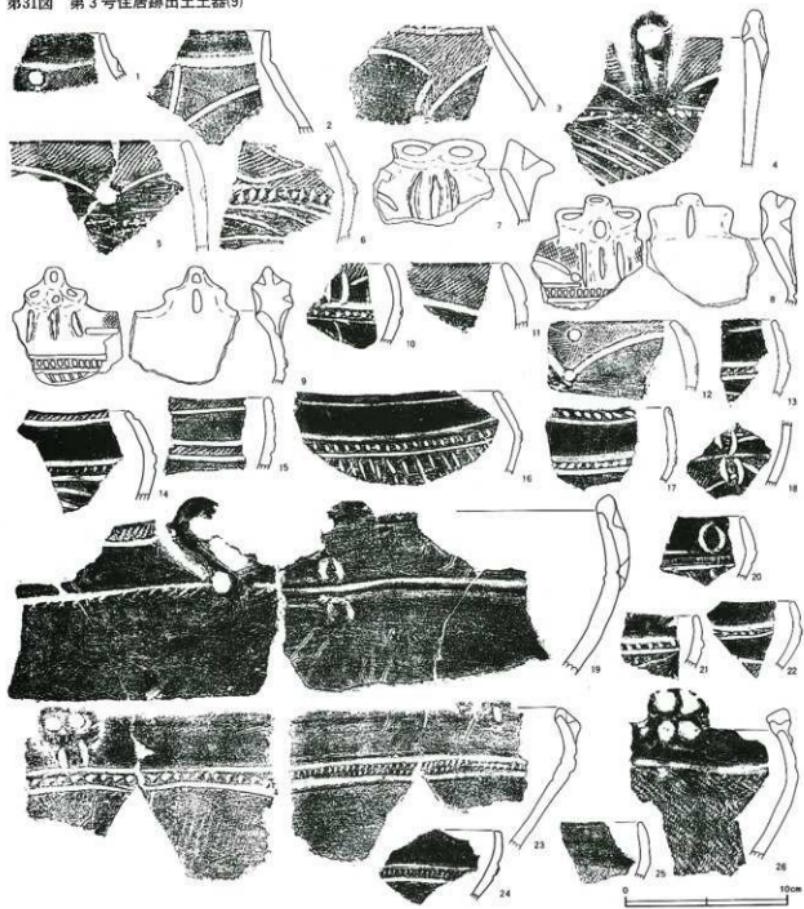
後期後葉から晩期の上器を一括する。29、30、32は後期後葉、31は晩期の所産である。

29は瓢形の形態の深鉢形土器である。口縁部には帶状文を2段に施す。帶縄文間には沈線と刻みを施す。口縁部下には弧線文を施して磨消縄文とする。縄文はRLである。30、32は深鉢形上器の胸部の破片である。たすき状の文様や弧線文を施し、磨消縄文とする。縄文はRLである。30は括れ部に刻みが巡る。

第30图 第3号住居跡出土土器(8)



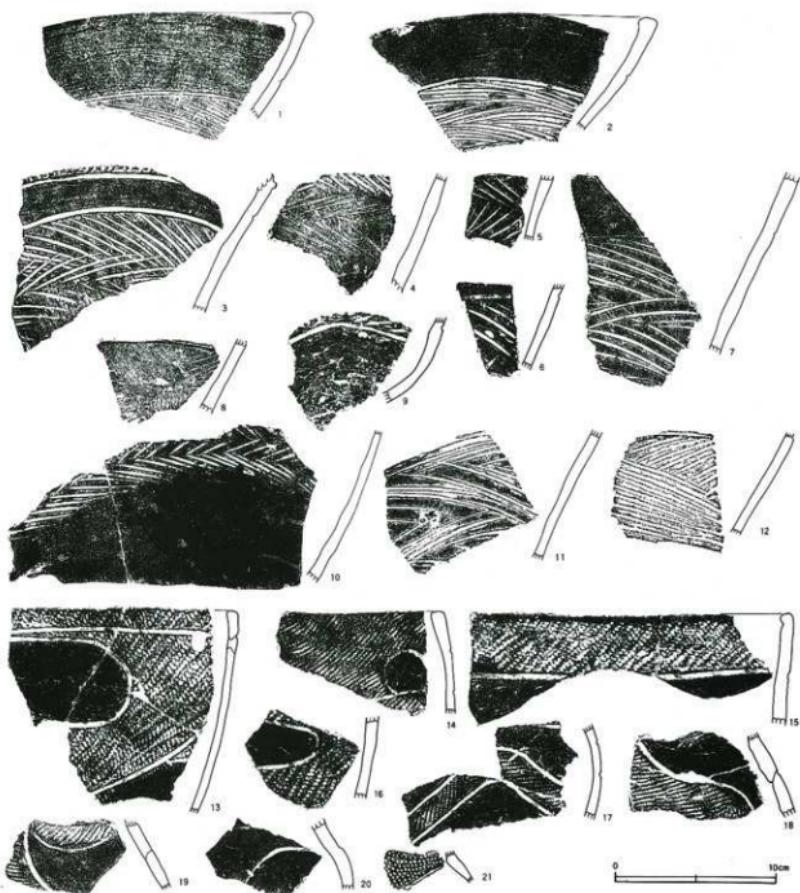
第31図 第3号住居跡出土土器(9)



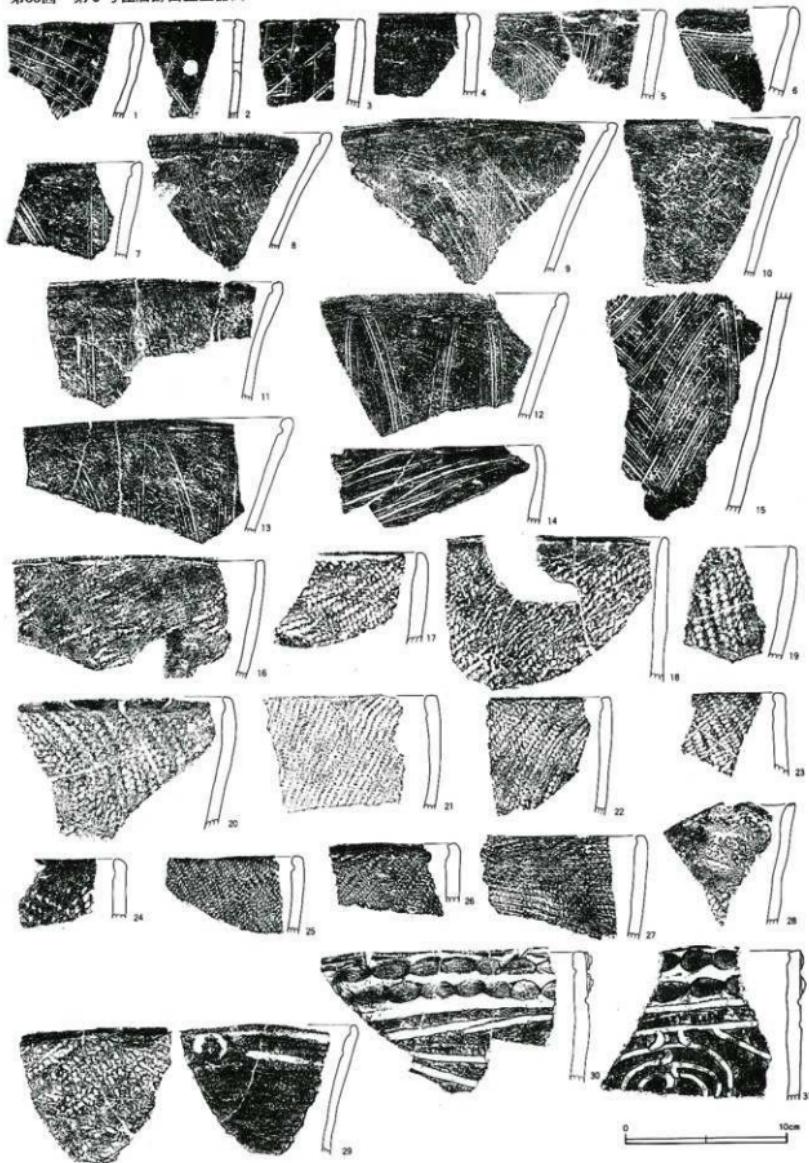
31は胴部の破片である。縄文帯によって文様を区画する。その上位には曲線的な磨消縄文を施す。縄文はLRである。

第35図・第36図には深鉢形土器、鉢形土器、浅鉢形土器の底部を一括した。第35図・第36図 1～9には各種の網代痕が残されている。

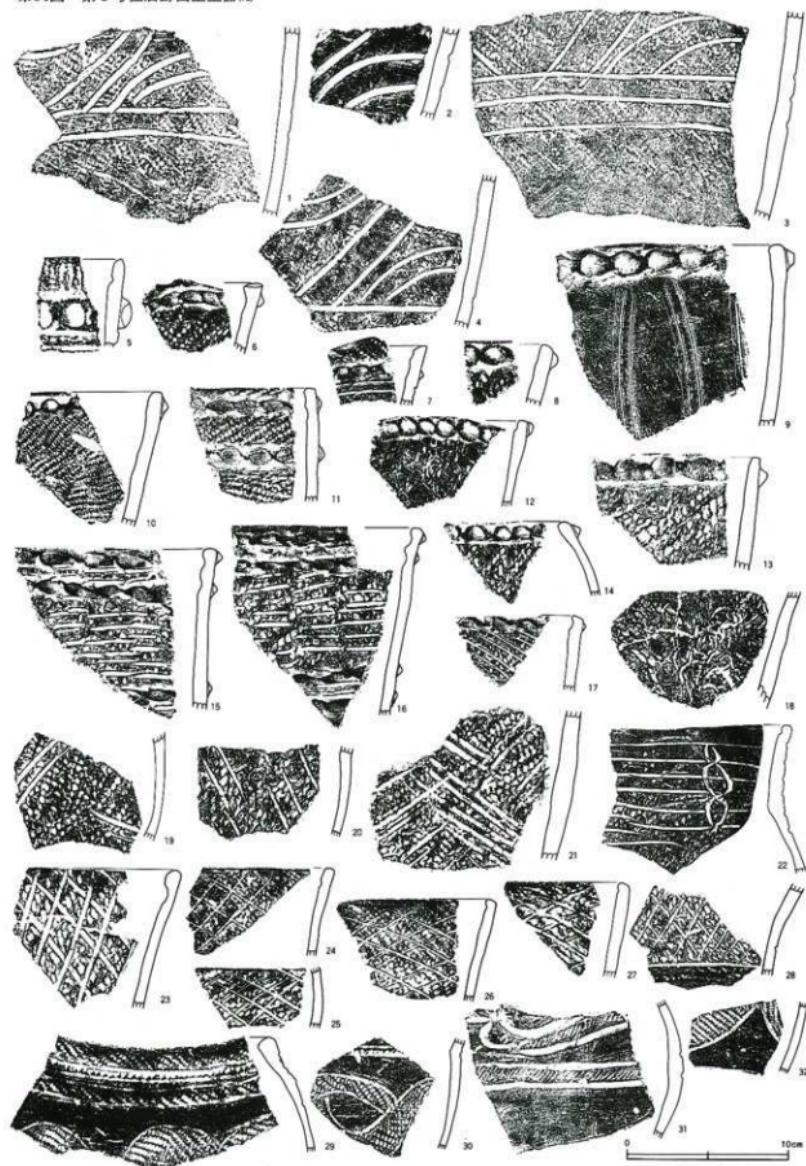
第32図 第3号住居跡出土土器(10)



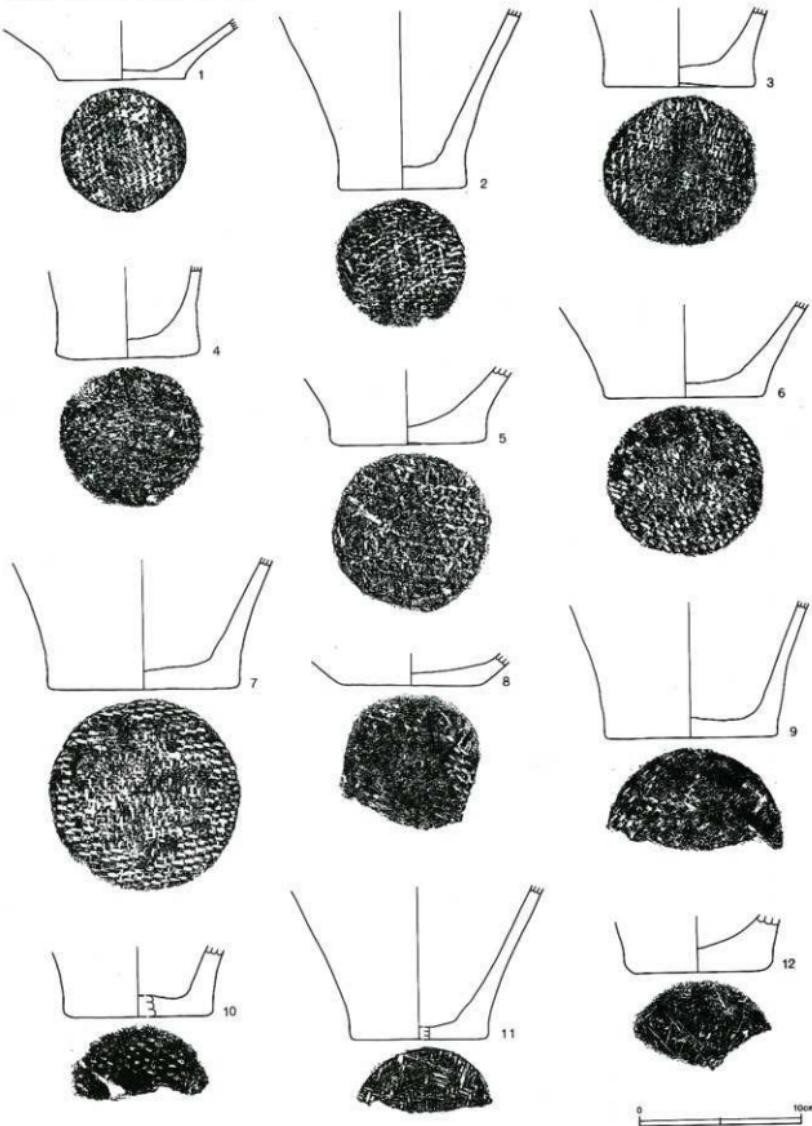
第33図 第3号住居跡出土土器(II)



第34図 第3号住居跡出土土器(2)



第35図 第3号住居跡出土土器・底部(1)



第36図 第3号住居跡出土土器・底部(2)

